横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業 入札説明書等に関する質問回答

平成 19 年 6 月 19 日

横浜市

<u>■</u> 入	札説明	書	<u>等/</u>		1-2	(質	問第	<u> 1</u>])			
	書類名	別	頁	第 (条)	章				中	項目名	質問の内容	質問の回答
1	入札説 明書		4	2	2	(3)	1			事業対象	指定管理者制度導入に関する改正の議決が否決となった場合、本件事業契約の締結も取り消されることになるのでしょうか。	平成19年横浜市会第2回定例会において議決されましたので、 本事業においては予定どおり指定管理者制度を導入いたしま す。
	入札説 明書		4	2	2	(3)	1			事業対象	入札説明書では「公会堂代替施設・熱源等仮設設備(その他施設)、道路」が本施設とは別に区分されておりますが、事業仮契約書(案)では場合に応じて本施設に含むと定義されております。どちらの定義が正しいのでしょうか。	入札説明書(p4)第2-2(3)①「事業対象」の文面を次のとおり、変更します。 瀬谷区総合庁舎施設(区役所、公会堂、消防署、地下駐車場及び屋外付帯施設・外構等含む。以下「庁舎施設」という。)、二ツ橋公園(以下「公園施設」という。)を対象とする。なお、事業実施にあたり、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の設置及び解体、及び必要となる周辺の道路の改良についても本事業の対象とする。(庁舎施設、公園施設、公会堂代替施設、熱源等仮設設備及び道路等を含めて「本施設」という。)
3	入札説 明書		4	2	2	(3)	2	ア	(ア) b	設計に関す る業務	市民や職員などからの意見等を、本施設の設計・建設の参考とするとありますが、本意見により、設計の仕様が変更になった場合は、特定事業仮契約第19条第2項に規定される設計変更に該当し、サービス対価も変更頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、特定事業仮契約書(案)(p9)第19条のとおり、甲の請求により乙が設計変更を行う場合です。
	入札説 明書		4	2	2	(3)	2	ア	(7) c		「説明会等の地元対応に関する業務」に対する要求水準の記載 箇所をご教示下さい。	要求水準書(p42)第7-4「各種申請業務」に記載された各種申請の住民説明等への対応とご理解ください。
	入札説 明書		4		2					る業務	要求水準書に記載されている「事前調査業務」が、入札説明書には記載されておりませんが、設計に関する業務に含まれるのでしょうか。	「事前調査業務」をご参照ください。
	入札説 明書		4	2	2	(3)	2	ア	(7)	設計に関する業務	設計に関する業務に、P.4第2 2章(3)①の事業対象に記載されている「その他施設(公会堂代替施設、熱源等仮設設備)・道路」の設計業務が記載されておりませんが、設計に関する業務に含まれるのでしょうか。 また、「熱源等仮設設備」に対する要求水準の記載箇所をご教示下さい。	含みます。 また、熱源等仮設設備については、要求水準書(p16)第3-3(3) 「既存庁舎の熱源の確保」を参照ください。
	入札説 明書		5	2	2	(3)	2	ア	(†)	施設及び熱 源仮設設備	平成21年3~4月から平成23年3月ごろまで、公会堂代替施設や 熱源仮設設備を使用することとなりますが(本施設については BOOで事業者所有ですが)、これらの施設の維持管理業務は、 「定期点検、修繕業務」としか記載がありません。例えば、公会堂 の運営業務や清掃業務など記載のある項目以外の維持管理・ 運営業務は市側で実施すると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
	入札説 明書		5	2	2	(3)	2	イ	(1)	光熱水費	公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の光熱水費は市の負担との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p22)第60条第3項をご参照ください。

9	入札説明書	6	2	2	(3)	3				所有となりますが、担保を設定することは可能でしょうか。	市の事前の承諾を得れば、可能とします。なお、この点に関し、特定事業仮契約書(案)の変更後の第138条第3項として、次の規定を増設し、関連規定(第3条第22項、第60条第3項。関連規定の変更に関しては、No310回答をご参照ください。)を修正します。 「3 乙は、公会堂代替施設、熱源等仮設設備その他の本契約上の義務の履行の過程で取得した本契約上の義務の履行に必要な建物を第三者に譲渡、質権を設定その他担保提供又はその他処分をする場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。」
10	入札説明書	6	2	2	(3)	3				記載がありますが、SPCが所有するのではなく構成員及び協力企業若しくは施設整備の委託業者が施設を所有、またはSPCが	約書(案)(p10)第24条にしたがって市の事前の承認を得てください。
11	入札説 明書	6	2	2	(3)	4	ウ	(ウ)	営関する収	公会堂代替施設の運営は市が行うものとの考えでよろしいでしょうか。また、その利用料金は市が収受するものとの考えでよろし いでしょうか。	公会堂代替施設の利用料金については徴収しない予定です。
	入札説 明書	6			(3)				持管理・運 営の対価		運営に必要な経費から、選定事業者の収入の差額分が」を「公会堂の維持管理・運営に必要な経費から、選定事業者の提案による収入見込み額を除いた差額分が」と変更します。市は、公会堂の収入が事業者提案より減少した場合の負担、補填等は行いません。
13	入札説 明書	6	2	2	(3)	4	ゥ	(•)	運営の対価		

14	入札説 明書		8	2	2	(6)				予定価格	「予定価格」は、「公会堂の運営業務」が「業務範囲外」となった場合でも、変更はないのでしょうか。また「予定価格」を算出される際のベースとなる品質グレードは「要求水準が示している最低条件」ではなく、どちらかと言えば「要求水準が目指す、合理性のある範囲内での望まれる品質(例えば、建物の構造を免震構造とする等)」と想定されたのでしょうか。是非、お聞かせください。
15	入札説 明書		8	2	2	(7)					「適用法令及び適用基準は、設計、建設、維持管理及び運営等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。」とありますが、適用基準の記載内容に相違がある部分の優先順位はどのようになりますか。 ①法令〉②横浜市条例等〉③官庁営繕関係統一基準等〉④横浜市における設計基準・指針等でよろしいでしょうか。また、④において「その他関連する建築学会等の基準・指針等」に相違がある場合には、営繕関係基準・指針が優先されるということでしょうか。
16	入札説 明書	1	2	3	1	(1)	4				第一次提案書類は入札参加資格確認申請書と同時に提出との ご理解のとおりです。 スケジュールですので、ここで言う「提案書の提出期限まで」と は、第二次提案書類の提出までとの理解でよろしいでしょうか。
17	入札説 明書	1	2	3	1	(1)	4				構成員及び協力会社を変更又は追加する場合、新たに加わる 企業は入札参加資格を、当該変更・追加の時点より充足してい ればよいのでしょうか。それとも、参加資格確認基準日にさかの ぼって充足している必要があるのでしょうか。
18	入札説 明書	1	2	3	1	(1)	4				資格確認申請後は、入札参加グループの構成員及び協力会社 の変更及び追加は認めない。但し、市がやむを得ない事情であ ると認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加は 認めるものとあります。入札日まで、構成員と協力会社との交渉 を進めた結果、より良い提案を実現する為には、構成員、協力会 社の修正・追加が必要になる場合もあるかと思います。就きまし ては、貴市がやむを得ない事情であると認める場合とはどのよう なものかをご教示願います。
19	入札説 明書	1	2	3	1	(1)	4				「代表企業の変更は原則として認めない。・・・ただし、提案書の 提出期限までの間で市がやむを得ない事情であると認めた場合 に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加は認めるものとす る。」との記載がございますが、やむを得ない事情とは、構成員 および協力企業が指名停止を受けた場合は含まれるのでしょう か。
20	入札説 明書	1	4	3	1	(2)	2	H	(1)	務遂行に必	維持管理業務の遂行として必要となる資格とは、法的な資格の ご理解のとおりです。 ことであり、企業及び個人で下請企業含めて資格を取得していれ 法的に必要な資格要件を満たしていればかまいません。 ばよいと考えてよろしいでしょうか。

21	入札説 明書	14	1 3	1	(2)	2	オ	(7)		維持管理などと同様に、本件業務を実施する者が複数である場合は、そのうち1者がこれらの条件を満たしていればよいでしょうか?	公会堂運営業務にあたる者の参加資格要件は、複数の場合は1者が満たせばよいものとします。
22	入札説 明書	1	j (1	(2)	2	カ	(7)	にあたるも	維持管理などと同様に、本件業務を実施する者が複数である場合は、そのうち1者がこれらの条件を満たしていればよいでしょうか?	食堂の運営にあたる者の参加資格要件は、複数の場合は1者が 満たせばよいものとします。
	入札説 明書	11	5	1	(3)	2(3			P12 3-1-(1)-④にて、提案書の提出期限までの間は、構成員及び協力会社の変更・追加は可となっております。この場合、入札参加資格確認基準日の翌日から提案書の提出期限までの間であれば、構成員又は協力会社のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市の承認が得られることを前提に当該構成員又は協力会社の変更は可であるけれども、それ以降については変更はいっさい認められず、構成員又は協力企業が1社でも入札参加資格を欠くこととなった場合には当該グループは即時に失格となるとの理解となりますが、それでよろしいのでしょうか。	
24	入札説 明書	1!	5 3	1	(3)	20	3			ある構成員または協力会社が入札参加資格を欠く事態に至った場合において、同一グループ内の他の構成員または協力会社により入札参加資格が充足されている場合であっても、当該入札参加グループは失格となってしまうのでしょうか。	
	入札説 明書	10	3	1	(4)	5	エ		その他		入札参加者が1社の場合でも、落札者決定基準に従い審査いた します。
	入札説 明書	10	3	1	(4)	5			ての競争性	『競争性を確保し得ないと認められるときは、・・・入札の取り止め 等の対処を図る場合がある。』とありますが、「第一次審査」で 「複数の応募」があれば、「競争性を確保」されたと考えてよろし いでしょうか。	No25回答をご参照ください。
	入札説 明書	1	7 2	1					入札スケ ジュール	入札説明書に対する第一次の質問受付は「質問」とのみ表記され、第二次については「質問及び意見等」となっております。第一次については、意見の受付は行わないとの趣旨なのでしょうか。	に関する質問及び意見等の受付(第二次)」を「入札説明書等に

28	入札説 明書	17	4	1			入札スケ ジュール	「入札説明書等に関する質問及び意見等の受付(第二次)」との No27回答をご参照ください。 記載がございますが、ここで受け付けられた意見によって、入札 説明書等が追加・訂正される等、入札に係る重要な変更が起こり 得る可能性はございますでしょうか。	
29	入札説 明書	18	4	2	(2)	23	質問の受付	第2回の質問書提出は、代表企業が構成員等の質問を取りまと 第2回の質問提出についてに めて送信することとなっておりますが、構成員あるいは協力企業 とはなっていないけれども、選定事業者に融資を検討する用意 のある金融機関が単独で質問書を提出することも不可とのことで しょうか。特定の入札参加グループに属さない金融機関や保険 会社にも、第2回目の質問書提出及び回答閲覧の機会が得られるようご配慮いただきたくお願いいたします。	
30	入札説 明書	22	4	2	(8)		入札の辞追	【「入札参加資格確認審査の結果、・・・、入札を辞退した者が、こ 開札の終了までに、入札辞)れを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。」との記載がございますが、辞退の事由がいかなるものであっても、ペナルティを受けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	退書を提出した場合には、ご理解の
	入札説 明書	22	4	2	(9)			入札参加がない場合等においては、市は特定事業の選定を取り 消す場合があるとありますが、最低1グループでも入札参加があ り、一次審査を通過した場合は、特定事業の選定は取り消されな いという理解で宜しいでしょうか。	
32	入札説 明書	25	6	1			SPCの設立	SPCの設立に対して、資本金に対する制限はございませんでしょ ご理解のとおりです。 うか。	
33	入札説 明書	25	6	2	(1)		基本協定 <i>0</i> 締結	横成員又は協力会社の1社が入札参加資格を喪失したために ご理解のとおりです。入札説 失格となり基本協定が締結できなくなった場合にも、本規定に基 い。 づく違約金支払いの義務は発生するのでしょうか。	明書(p25)第6-2(1)をご参照くださ
34	入札説 明書	25	6	2	(1)		基本協定 <i>の</i> 締結	落札者が基本協定書を締結しない場合の違約金が落札金額の 10%に設定されていますが、違約金の設定額の引き下げをお願 いします。	
35	入札説 明書	25	6	2	(1)		基本協定の締結	落札者が基本協定書を締結しない場合で違約金を請求される 市は、違約金の支払いを宥 ケースとは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょう 内容等を勘案し、違約金の診か?	恕すべき特段の事情の有無やその 情求を行う場合があります。
36	入札説 明書	25	6	2	(2)	1	事業契約の 締結	「SPCと市は、落札者決定後3ヶ月以内に提案内容及び「特定事 業仮契約書(案)」に基づいて特定事業仮契約を締結しなければ ならない」との記載がございますが、事業者の事由(入札参加資 格喪失等ではなく、単なる契約手続きの遅延)によって、3ヶ月以 内に契約が締結できない場合、違約金の発生等ペナルティが起 こり得るのでしょうか。	が不明ですが、市は3ヶ月以内の契

37	入札説 明書	25	6	2	(2)	4		構成員又は協力会社の1社が入札参加資格を喪失したために 失格となり事業契約が締結できなくなった場合にも、本規定に基 づく違約金支払いの義務は発生するのでしょうか。	No35回答をご参照ください。
38	入札説 明書	25	6	2	(2)	4	締結	落札者が事業契約書を締結しない場合の違約金が落札金額の 10%に設定されていますが、違約金の設定額の引き下げをお願 いします。	原案のとおりとします。
39	入札説 明書	25	6	2	(2)	4	事業契約の 締結	落札者が事業契約書を締結しない場合で違約金を請求される ケースとは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょう か?	No35回答をご参照ください。
40	入札説 明書	26	6	2	(2)	7	締結	事業契約に係る議会の議決は平成20年度第一回議会で採択されると想定されますが、公会堂の指定管理者の議決も同議会で取り行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業契約が議決されたものの、指定管理者には指定されないという事態が生じる恐れのなき様、市でご調整頂けるものとの考えでよろしいでしょうか。	
41	入札説 明書	26	6	2	(2)			選定事業者の指定管理者としての指定の議決、及び事業契約締結に係る議決は、同一の時期に開催される議会に付議されるとの理解でよろしいのでしょうか。	No40回答をご参照ください。
42	入札説 明書	26	6	2	(2)			指定管理者の指定に係る協定書(案)は提案書類提出の前に開示されないのでしょうか。	市と選定事業者との間において、指定管理者の指定の議決のために必要な基本的な事項を記した協定書の締結を予定しています。 なお、提案書提出の前に協定書(案)の公表は行いません。
43	入札説 明書	26	6	2	(2)		締結	指定管理者の指定に係る協定書に付される条件が、要求水準書及び事業契約等の内容と異なるようなことはあるのでしょうか。また、同協定における指定の取消事由と事業契約に定める契約解除事由との間に条件の相違等はあり得るのでしょうか。	No42回答をご参照ください。
44	入札説 明書	26	6	2	(4)		その他	本項に規定される条件により基本協定または事業契約の締結が 不可となった場合、第6-2-(1)または(2)-④に定められる違約金 支払いの義務は発生するのでしょうか。	No33、No37回答をご参照ください。
45	入札説 明書	26	6	2	(4)			落札者決定の翌日から事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員または協力会社が入札参加資格を欠くに至ったとき、市との基本協定を締結前であった場合は、違約金の発生等ペナルティを受けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	
46	入札説 明書	26	6	3	(3)				市の満足する条件で直接協定を締結できる限り、かかる締結された直接協定に従って対応いたします。

47	入札説 明書		26	6	3	(5)		物の使用等	建設期間中、工事現場に設置される自動販売機は、付帯事業と は見なされず、必要な範囲を無償で使用できるものとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工事現場内で関係者を対象としたものとします。
48	入札説 明書		28	7	1	(1)		の構成	P.4第2 2章(3)②ア(ア)b.に記載されている「市民や職員などからの意見募集支援業務」に係る費用はどのサービス対価に含めるのでしょうか。	
49	入札説 明書		28	7	1	(1)		の構成	P.4第2 2章(3)②ア(ア)d.に記載されている「説明会等の地元対応に関する業務」に係る費用はどのサービス対価に含めるのでしょうか。	
50	入札説 明書	:	28	7	1	(1)		価の構成 (サービス 対価A)	割賦元金として、公会堂代替施設などの「定期点検、修繕に係わる費用」「解体及び撤去業務に係わる費用」を算定項目を設定されておりますが、サービス対価Aは、割賦断金としての代替施設の設計・建設費用等と上記のような維持管理費に分類することが望ましいの(妥当)ではないか?	原案のとおりとします。
51	入札説 明書		28	7	1				『甲は、・・・、乙に対し、・・・』とありますが、「甲は <u>横浜市</u> 」「乙は <u>選定事業者</u> 」と思われますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書(p28)第7-1の文中の「甲」を「市」と、「乙」を「選定事業者」と変更します。
52	入札説 明書		29	7	1	(1)		入料C、D	『対象施設』に『庁舎施設』とありますが、前後の文脈からは、 『サービス購入料C』の『庁舎施設』には「公会堂は含まない」が、 『サービス購入料D』の『庁舎施設』の『修繕業務に係る費用』に は「公会堂は含む」と推察されますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。 公会堂の修繕費用はサービス購入料Dに含みます。
53	入札説 明書		29	7	1	(1)		入料D		ご理解のとおりです。 ただし、請求・支払は年2回を想定しています。 なお、入札説明書(p29)第7-1(1)の表中の「サービス購入料D」の 時期欄の「各年出来高支払」を「各事業年度ごとの支払(年2回)」 と変更します。
54	入札説 明書		29	7	1	(1)			サービス購入料Dの右端の欄に記された「※」により参照される 注書きはどこにあるのでしょうか。	「※乙の提案による」です。 なお、入札説明書(p29)第7-1(1)の表中の「サービス購入料D」の 時期欄の「※乙の提案による」を「※選定事業者の提案による」 に変更します。
55	入札説 明書		29	7	1	(1)			「各年出来高支払」とありますが、「各年度出来高支払」の間違い ではないでしょうか。	No53回答をご参照ください。

56	入札説 明書	30	7	1	(1)			料巨	「公会堂の維持管理」とは具体的にどのような業務を指しているのでしょうか。 また、公会堂はサービス購入料Cの「庁舎施設」に含まれるのではないでしょうか。	公会堂の維持管理とは、公会堂の建築物保守管理、建築設備保守管理、清掃等の業務です。 公会堂は「庁舎施設」に含まれますが、指定管理者制度導入の都合上、経費の把握、支払等に関し、サービス購入料Cとは別途のサービス購入料Eとしています。
57	入札説 明書	30	7	1	(2)	1	イ	割賦金利の 構成	サービス購入料A、B1、B2について、それぞれ異なる水準のスプレッド幅を提案しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	入札説 明書	30	7	1	(2)	1	ウ		サービス購入料Aの割賦払いの期間は約2年間となっていますが、当該期間に拘わらず基準金利は一律15年物のTSRとされるのでしょうか。	サービス購入料Aの基準金利は、TSR6ヶ月LIBORベース2年物(円/円)金利スワップレートとします。サービス購入料B1,B2の基準金利は、TSR6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとします。なお、入札説明書(p30)第7-①(2)ウ基準金利の文面の「基準金利は・・・」の前に次の文章を追加変更します。「サービス購入料Aの基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース2年物(円/円)金利スワップレートとする。サービス購入料B1及びB2の」
59	入札説 明書	30	7	1	(2)	1	ウ		基準金利については事業契約書案P64と記載が異なっておりますが、TSR15年物という理解でよろしいでしょうか?TSR12年物を基準金利とするのであれば12年の根拠につきご教示下さい。	
60	入札説 明書	30	7	1	(2)	1	ウ		サービス購入料A、B1、B2全てTSR15年物を基準金利とする理解でよろしいでしょうか?	No58、No59回答をご参照ください。
61	入札説 明書	30	7	1	(2)	1	H	決定日	割賦金利の計算期間の始期は、たとえばサービス購入料Aの場合、本項に記載されている熱源等仮設設備の完工確認日となるのでしょうか。そうした場合、基準金利の決定日は当該確認日の2銀行営業日前とするのが金融上の慣行かと存じますが、3銀行営業日前とされたのには、何か特段の理由等あるのでしょうか。	仮契約書(案)(p64)別紙7-1.(2)①エ「基準金利の決定日」におけるそれぞれの「3銀行営業日前」を「2銀行営業日前」と変更しま
62	入札説 明書	31	7	1	(2)	2	1		『乙の提案により、事業期間中の同額払い又は、各事業年度ごとの支払いを決定』とありますが、『各事業年度ごとの支払い』とは、「修繕業務に係る費用」を「施設等の劣化度合い等に応じて、各年度で異なると思われる修繕費用を事業者が予測し、提案書に記載する、修繕費用の出来高予定額を年2回に分割して支払う」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

63	入札説 明書	3	1	7	1	(2)	2	イ			業者が提案した年度となります。 なお、選定事業者が提案した各事業年度ごとの修繕内容・支払 を、翌年度以降とする場合は、市が認めた場合に限ります。ま た、予定された事業年度より前倒して実施する場合は、それに関
64	入札説 明書	3		7						「各事業年度ごとの支払い」とはP.29第7 1章(1)「サービス対価の構成」に記載されている通り「各年出来高支払」ということでしょうか。 予定していた修繕計画と実態が異なった場合は、実態に合わせてお支払頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです(No53回答をご参照ください)。 後段については、No63回答をご参照ください。
65	入札説 明書	3	1	7	1	(2)	2	ウ	購入料E	『サービス購入料Eは、公会堂の維持管理・運営の必要な経費から、選定事業者の利用料金収入の差額分が対価となる。』とありますが、この『公会堂の維持管理・運営の必要な経費』には、『公会堂舞台設備等保守管理業務に係る費用』は含まれ、『公会堂の修繕業務に係る費用』は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No52回答をご参照ください。
	入札説 明書	3	1	7	1	(2)	2	ウ	購入料E	用料金収入の差額分が対価となる。第2回目以降より、同額支払とする。』とありますが、これは「維持管理・運営の経費と利用料	公会堂の利用料金収入及び必要経費は、事業期間中に大幅に変動するとは考えておりませんので、サービス購入料Eは同額支払としています。また、同額支払が2回目以降については、第1回目の対象期間が短いためです。
67	入札説 明書	3	1	7	1	(2)	2	ウ	入料E		応募者が提案する公会堂の計画に基づいた利用料金収入です。 す。 なお、入札説明書(p31)第7-1(2)②ウ「サービス購入料E」の文中の「公会堂の維持管理・運営の必要な経費から、選定事業者の利用料金収入の差額分が対価となる。」を「公会堂の維持管理・運営の必要な経費から、選定事業者の提案による利用料金収入見込み額を除いた差額分が対価となる。」と変更します。
68	入札説 明書	3	1	7	1	(2)	2	ウ		「同額支払とする。」とは、様式6-14の支払回数2回目以降の「維持管理・運営の対価①-②」の額を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	入札説 明書	3	2	7	1	(4)				「〜甲が負担するものとする。」と記載されていますが、「甲」とは 「市」を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書(p3(2))第7-1(4)の文中の「甲」を「市」と変更します。

	入札説 明書		32	7	1	(5)			伴う維持管 理・運営の 対価の改定 の考え方	本件事業における建設期間については、建設が段階的に進められることもあり、3年度にわたる長期のスケジュールとなっております。物価変動に伴うサービス対価の改定は維持管理・運営の対価のみが対象となっておりますが、このような長期にわたる建設費用の物価上昇リスクを事業者に負担させることは、結果として建設事業者の本件事業への参入意欲を減退させることにもなりかねないものと思料いたします。建設期間中の物価変動に伴う設計・建設の対価の改定についてもご再考いただきますようお願いいたします。	
	入札説 明書		35		2	(1)	1		ともなう見 直し	「物価変動にともなうサービス購入費の見直し」については「期間」と「%」に対してガイドラインもなく、案件ごとに異なるのが現状ですが、今般の物価変動局面を迎え、「物価変動をタイムリーサービス価格に反映させ、事業収支への影響のタイムラグを最小限にし、その安定性に寄与する」考え方から、『3%以上の変動が認められる場合に、・・・改定する』とありますが、「1%以上の変動が認められる場合に、・・・改定する」への変更を検討されますよう、お願いいたします。	原案のとおりとします。
	入札説 明書				1	(1)	4			第三者機関とは、具体的にどの様な機関を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	第三者機関とは、本市が認定する民間評価機関となります。詳しくは市ホームページをご参照下さい。 URL: http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/gyouseiunei/siteikanri sha/hyouka/seidogaiyou.html
	入札説 明書				2	(7)			価の支払停 止措置	設計・建設の対価については、施設の工事の完工確認がなされ、当該施設の所有権が市に移転した後は「確定債権」とみなされるべきものと思料いたします。当該割賦支払いが滞れば融資契約上デフォルトとなり事業者は期限の利益を喪失してしまうこととります。事業の継続性・安定性確保の観点より、また金融機関よりの資金調達を困難にすることともなりますので、支払停止となるサービス対価は維持管理・運営の対価に限定していただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
74	入札説 明書	2	40		3	(1)				減額ポイントが「各項目につき1ポイント」とありますが、各項目とは何 を指しているのでしょうか。	各項目とは、入札説明書(p38)のレベル1、レベル2の表に示した 該当する各事態の例ことです。 なお、入札説明書(p38)別紙2-2(1)のレベル1、レベル2の表中及 び入札説明書(p40)別紙2-3(1)の表中の「事態」を「事象」と変更 します。

	入札説				4	(2)				設計・建設の対価については、施設の工事の完工確認がなされ、当該施設の所有権が市に移転した後は「確定債権」とみなされるべきものと思料いたします。当該割賦支払いが滞れば融資契約上デフォルトとなり事業者は期限の利益を喪失してしまうこととなります。事業の継続性・安定性確保の観点より、また金融機関よりの資金調達を困難にすることともなりますので、支払停止となるサービス対価は維持管理・運営の対価に限定していただきますようお願いいたします。 維持管理業務及び運営業務に対するモニタングですので、「設計・	
/6	明書	2	41		4	(2)				維持管理業務及び連営業務に対するモーダリングですので、「設計・ 建設の対価」は支払い停止の対象から外して頂けないでしょうか。	No/3回合をこ参照ください。
77	入札説 明書	2	41		4	(2)				支払停止が解除され、サービスの対価が再開される場合、停止されていた分は、再開後の最初の支払に合わせて支払われるのでしょうか?	支払停止となった場合、当該期間内に是正が確認されなければ サービス購入料の支払はいたしません。 支払停止については、是正指導、是正勧告、再度是正勧告を経 て行いますので、選定事業者には適切な業務履行を求めます。
78	要求水準書		4	1	6	(1)~			び適用基準		ちづくり調整局建築工事特則仕様書等の本市の特則仕様書に 記載の設計図書等の優先順位をご確認下さい。これらに記載の 無いその他の基準・指針等については、設計図書等による要求 水準を満たすよう適宜参考にしてください。
79	要求水準書		8	2	1	(1)	2	ア		「設計等の段階で、区民の意見等を参考とすること」他の文中に おける「等」とは具体的に何を指すのでしょうか。	区民及び職員の意見等です。
80	要求水準書		9			(1)				将来的なフレキシビリティへの対応として、庁舎の将来増築の可 能性を考慮しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(p9)第2-1(1)⑩アに記載のフレキシビリティとは、庁舎内部のレイアウト変更などのことです。什器機器の配置変更等に対するフレキシビリティに配慮した提案をお願いします。
81	要求水準書		9	2	1	(3)	2	ア	点としての 消防署-災	「増大する救急出動及び救急隊と消防隊等との連携出動に対し、従来よりも安全かつ効果的な車両出動を可能とする機能を付加すること」とありますが、現状消防署施設においての不都合個所をご教示ください。	瀬谷消防署については、消防車庫が道路に面しておらず、また段差があることにより視認性等に課題があります。

82	要求水準書	10	2	2	(2)			長する公園		選定事業者の提案を踏まえますが、利用者の意見を聴取し、選定事業者と市の協議により、市が最終判断を行います。
83	要求水準書	12			(2)			の都市計画	「別紙05 敷地区域変更図に示すとおり変更される」とありますが、事業者からの提案による区域変更(面積を変えないで)は不可ということでしょうか。	要求水準書別紙05のとおり計画してください。
84	要求水準書	13	3	2	(1)	1			地下駐車場における車椅子利用者駐車場の台数をご教示下さい。 い。	3台以上設置してください。 また、要求水準書(p29)第4-2(5)に「・車いす利用者用駐車区画 は3台以上とすること。」と追記します。
85	要求水準書	13	3	2	(1)	1		庁舎施設	「別紙08必要諸室及び仕様(消防署)」による面積を基準として、「別紙24庁舎建設基準(消防署編)」における面積や諸室は参考ということでよろしいでしょうか。この場合の消防署としての必要面積はどちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書別紙08を正としてください。
86	要求水準書	13	3	2					対象機能、施設規模、別紙08必要諸室及び仕様、別紙24庁舎建設基準(消防署編)における面積や長さなどの上限及び下限値をお示しください。	面積については、要求水準書別紙08の±5%の範囲としてください。 ご質問の長さ等に関しては、車庫部分についてと解釈しますが、 これについては、要求水準書別紙08及び要求水準書別紙24とおりとしてください。
87	要求水 準書	15	3	2	(4)			況	市において、土壌汚染長調査は実施していないとのことですが、 土壌汚染が認められた場合は、市のリスクと考えて宜しいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	15	3	2	(5)			物・構造物 及び地下埋 設物の状況	て活用されているように見受けられますが、当該計画においてそ のような場所として考えることは可能でしょうか。またその場合そ	要求水準書(p19)第4-1(2)①7に示すとおり、保育園前の法面は極力残す計画としてください。また、ご質問箇所の安全性につきましては、現状と同様に落下防止柵程度を想定しております。
89	要求水準書	15	3	2	(5)				敷地西側保育園、及び隣接住居に対する庁舎による日影に関して、法的規制以上の配慮が必要とされますでしょうか。	法規制の範囲を原則としますが、保育園及び隣接住居へ十分配慮した提案を期待します。
90	要求水 準書	15	3	3	(1)			計画敷地条 件	地下駐車場の一部を庁舎敷地内に設けることは可能でしょうか。	庁舎敷地に設けることはできません。

91	要求水準書	1	5	3	3	(1)			計画敷地条件	公園の地下に設ける地下駐車場の計画範囲に制限がありますでしょうか。(例えば遊具広場側に対する制限など)	都市公園法、要求水準書別紙48及び要求水準書(p38)第5の条件に合うように提案してください。
92	要求水 準書	1	15	3	3	(1)			計画敷地条件	庁舎敷地と公園敷地は面積を変えないで、事業者が別設定して も良いでしょうか。	No83回答をご参照ください。
93	要求水 準書	1	5	3	3					法令や条例に基づく協議が最終的に整なわない場合のリスク負担 はどうなるのでしょうか。	選定事業者の事由による場合は選定事業者、市の事由による場合は市が、合理的な範囲でリスクを負担します。
94	要求水準書	1	16	3	3	(3)				「既存庁舎の設備関係諸室は庁舎及び公会堂の地下に設置されている。既存公会堂の撤去に伴い、受変電設備、熱源設備等を撤去する場合は、庁舎機能を現況と同様になるように法規制・・・・」とありますが、現況の室内環境等は事業者が任意に性能値を設定し計画してもよろしいでしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)に 則り計画してください。
95	要求水 準書	1	6	3	3	(3)				「熱源等仮設設備及び公会堂代替施設の設備については、・・・ 中古品の採用を認めるものとする。」とありますが、リース品でも よろしいでしょうか。	必要な能力、安定した機能を保証する限りにおいては、リース品 を認めます。
96	要求水準書	1	6	3	3	(6)			駐車場で入	「公会堂への搬入車両の出入口と庁舎車寄せ出入口を兼用させるなど車出入口は集約させること」とありますが、出入口の兼用は必須条件でしょうか。	歩行者の安全性を確保する観点から歩道上を交差する出入口は出来るだけ集約してください。安全性の確保について工夫の上で出入口を個別にする提案は可能です。
97	要求水準書	1	8	4	1	(1)			外観計画	「バルコニーを設けるなど」とありますが、全ての階に関して設置義務があるということでしょうか。	外部空間の自然を室内に取り込むための空間づくりに配慮してください。バルコニーは一例であり、計画については事業者の提案によります。
98	要求水 準書	1	8	4	1	(2)			配置・ボ リューム計 画	「環境と調和し庁舎と公園が連続して相乗的な効果を発揮するように、エリア全体が一体となった計画とする」とありますが、文中の「エリア」とは具体的にどこを指すのでしょうか。	敷地全体を示します。
99	要求水 準書	1	9	4	1	(2)	1	ア	庁舎施設南 側	「20m以上セットバック」とは、建物のどの部分をもって、セット バックしていると見なすのでしょうか。	外壁面として考えてください。
100	要求水準書	2	21	4	1	(5)			平面計画	庁舎への主要な出入口としては、車寄せ等がある1階玄関と、大階段を上がった2階デッキからの2階玄関とが考えられますが、 (5)にある「正面出入口」や「メインエントランス」はそれぞれどの玄関を指していますか。	「正面出入口」「メインエントランス」は同一のものと考えていただき、階については提案してください。

	要求水準書	21	4	1	(6)						要求水準書(p21)第4-1(6)の「・サービス部分の断熱、吸音材は十分検討して採用すること。」を「・各室の用途・機能に応じ、断熱、吸音材は十分検討して採用すること。」と変更します。
102	要求水準書	22	4	1	(7)		ア	(7)		総合庁舎の構造体の耐震安全性は I 類とありますが、免震構造を採用する場合は同等の耐震安全性を保有していると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	22	4	1	(7)		イ	(7)	安全·防災· 防犯計画	地下駐車場の構造体の耐震安全性はII類と示されていますが、 30頁3「構造計画の要求水準」(2)「用途係数」によると、駐車場の 用途係数は1.0となっています。いずれが正でしょうか。	
104	要求水準書	22	4	1	(7)					め、鉄筋コンクリート造等衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること」とありますが、これはP9⑩アの「機構改革等の時代の変化に対応したレイアウト変更など、将来的なフレ	要求水準書(p22)第4-1(7)の「・人の触れる部分の主要な間仕切壁については、破損防止のため、鉄筋コンクリート造等衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。」を「・人の触れる部分の間仕切りについては、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。」と変更します。
105	要求水 準書	22	4	1	(7)				安全·防災· 防犯計画	と」、「地下室を設ける場合や電気室等は、浸水・冠水について十	本件敷地については、浸水のおそれのある区域とはされておらず、また浸水基準水位は定められておりません。しかし、大雨等による施設内排水、敷地内排水等についても十分に配慮し、施設機能に支障の無い計画としてください。
	要求水準書	22	4	1	(7)				安全・防災・ 防犯計画	が、内外建具のガラス全てに適用するのでしょうか。	地震・台風の自然災害及び不測の事故等によるガラス破損時の 飛散・落下による危険を防止することを目的としていますので、 強化ガラスとします。 なお、強化ガラス以外でも、上記の目的を確保できるような提案 は可能です。 また、人体衝突に対する安全性については、要求水準書に記載 の指針に基づき、採用するガラスの選定を行ってもかまいません。
107	要求水準書	22	4	1	(7)					「人の触れる部分の主要な間仕切壁については、破損防止のために、鉄筋コンケリート造等衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること」とありますが、具体的に何N/㎡の耐荷重が必要でしょうか。 なお、主要な間仕切の場所などをご教示ください。	
108	要求水準書	24	4	1	(11)	2			ごみ置き場	「資源回収ボックス」の設置については、開庁時間対応と考えてよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	24	4	1	(11)	2			ごみ置き場	「ごみ置き場周辺に、屋根付きのごみ計量スペースを設け、照明 及び電源を整備すること。」とありますが、計量器等は市側にて 準備するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

110	要求水	I I2	4	1	1	(11)	(1)	その他		並むについては、庁舎動地中は てださい
110	準書		7					そ の 他	び公園敷地で設置場所を選定するということでよろしいでしょうか。併せて、詳細な資料(大きさ、材質、基礎形状、自立方法など)をご教示ください。	後段に関しては要求水準書別紙55を参照してください。 なお、要求水準書(p24)第4-1(11)④の該当文章を「既設の女性 像他計3体及びからくり時計の取扱いについて検討すること」と変 更します。
111	要求水準書	2	4	4	1	(11)	4	その他	掲示用の懸垂幕の大きさは、高さ7.5m、幅1.2mでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	2	4	4	1	(11)	4	その他	外構計画に関する要求水準欄に「防災無線」の記載がありますが、防災無線は地上設置と考えてよろしいでしょうか。また、ケープル類の埋設に関しても本事業の対象外ということでよろしいでしょうか。	防災無線は屋上に設置します。 要求水準書(p24)第4-1(11)の防災無線に関する記述を削除し、 (p25)第4-1(13)として追加します。また、記載内容につきましても 「防災無線設備については事業対象外であるが、防災無線設備 用の基礎と鉄柱及び電源、配管は本事業範囲であり、市及び移 設工事の施工業者と協議の上設置すること。また、基礎及び鉄 柱の設置場所は庁舎屋上とすること。防災無線設備概要につい ては「別紙20 防災無線概要」を参照のこと。」と変更します。
113	要求水準書	2	4	4	1	(11)	4	その他	地震計基礎に関して、道路や隣地からの離隔距離の規定をお示 しください。	道路や隣地からの離隔距離の規定はありませんが、センサーの下に1㎡の基礎が必要です。また、平坦な地形で周辺に崖・段差がなく、自然地形もしくは切土で地価にタンクや空洞がない場所に設置してください。設置場所の近くに樹木がある場合、樹木の成長を見込んだ高さの10分の1程度以上(最低1m)離してください。なお、上記の内容については、要求水準書別紙21に追記します。
114	要求水準書	2	4	4	1	(11)	4	その他	「庁舎敷地内の消防署附近に100㎡の防火水槽」設置とあるが、 別紙24庁舎建設基準(消防署編)(8)カで車庫の基礎を利用して 防火水槽を確保するとあるので、消防署周辺ということでなく、車 庫下部ということでしょうか。	防火水槽を建物外部に設置することも可能です。
115	要求水 準書	2	4	4	1	(11)	4	その他	「別紙21 地震計概要を参照のこと」とありますが、「参考、参照、原則」という記載は、必ずしも守らなくても良いということで、事業者側が判断してよろしいでしょうか。	「原則」は、法令等やむをえない理由が無いかぎり守ってください。 「参考、参照」は、提案を行うに当たり必要と思われる情報の提供とご理解ください。
116	要求水準書	2	5	4	2	(1)		各諸室の要 求条件-共 通事項	要求条件において、「基準」は厳守する内容とし、「参考、参照、原則」などは必ずしも守らなくても良い内容で事業者が判断するということでよろしいでしょうか。	No115回答をご参照ください。
117	要求水 準書	2	6	4	2	(2)	1	執務部分	OAフロアの高さ及び材質などをご教示ください。	事業者の提案とします。

	要求水準書	26	4	2	(2)	1		執務部分	具体的な管理方法をお示しください。 防? 併せて、各室とは倉庫などを含む全ての室ということでよろしいで どび	理方法は提案してください。 う犯、警備、夜間窓口、設備を中央制御する上で必要な各室を の範囲とするかについても提案によります。倉庫、PS等の小部 などについては中央制御する必要性は低いと考えています。
	要求水 準書	27	4	2	(2)	2		画	「自動販売機置き場に設置する販売機は、防災用自動販売機を製設では、発熱量を考慮すること。」とありますが、防災用自動販売して機とは、災害対策用自動販売機との理解でよろしいでしょうか。 する	
	要求水準書	27	4	2	(2)	3			「福祉保健センタ執務室と隣接する階に配置することを原則」とあり要まますが、別フロアは不可ということでしょうか。	求水準書(p27)第4-2(2)③のとおり「隣接する階に配置するこを原則」としてください。
	要求水 準書	27	42	2	(3)			画	その仕様を判断するために興業場法に係る技術的な指針を適用する必要がないでしょうか。	会堂は、興行場法でいう興行場にはあたりません。
	要求水準書	28	4	2	(3)	2			「大道具置場」とは、場面転換用の袖スペース等のことでしょう 「大 か。または搬入口まわりの荷捌場のことでしょうか。それとも特定 詳し の舞台作品の大道具保管庫や、舞台用備品収納庫のことでしょ うか?	大道具置場」とは、大道具その他の一時置場です。 としくは要求水準書別紙07をご参照ください。
	要求水 準書	29	4	2	(3)	6			示しください。	東水水準書別紙07の積載荷重に従ってください。 東水水準書(p29)第4-2(3)は「3000kg」に変更します。 いごの内法寸法はW2500×D3500×H2500程度を想定していま -。
124	要求水 準書	29	4	2	(4)				「施工上の都合により、消防車両を一時的に敷地内で移動する」ごまとは、「工事中の消防車駐車場の位置の移動」という意味でしょうか。	理解のとおりです。
	要求水準書	29	4	2	(4)			消防署の計 画	「別紙24庁舎建設基準(消防署編)、別紙25消防出張所設計基準(電気設備工事)」を基準とすること。なお、各諸室の大きさや室の使い方、特記事項の詳細については別紙08必要諸室及び仕様(消防署)を参照のことと」とありますが、面積などで相違がありますが、別紙24庁舎建設基準(消防署編)の面積を正とすることでよろしいでしょうか。	o85回答をご参照ください。
	要求水 準書	29	4	2	(5)			地下駐車場 の計画	地下駐車場は進入から退場まで完全に自走式と考えてよろしい ごまでしょうか。	理解のとおりです。
	要求水準書	29	4	2	(5)				他(計車台数は15台、車種は普通自動車、位置については提案 よります。 2の駐車場区域との区分は、区画の表示などによる区分としてく さい。

要求水 準書	29	4	2	(5)		地下駐車場 の計画	地下駐車場に置く125ccを超える自動二輪車10台以上は、駐車 台数130台の他に設けるということでしょうか。
要求水 準書	29	4	2	(5)		地下駐車場 の計画	公用車の台数、車のタイプ(小型マイクロパスなど)をお示しください。 No127回答をご参照ください。
要求水 準書	29	4	2	(6)		駐輪場の計 画	駐輪場に置く125cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車10台 以上は、駐輪台数60台の他に設けるということでしょうか。
要求水 準書	29	4	2	(7)			公会堂の代替施設の講堂等の天井高さは概ね3m前後と考えま事業者の提案とします。 すが、いかがでしょうか。
要求水 準書 (案)	30	4	2	(7)			「公会堂代替施設の運営期間中の運転、監視等は市で実施するが、選定事業者は、市と協議し、必要な定期点検、故障時の緊急対応、修繕等を適宜実施すること。」とありますが、要求水準書(案)別紙17「設備室・使用する設備等については、既存公会堂等で使用しているものを別途工事にて移設する。」の別途工事にて移設された設備等についても、必要な定期点検、故障時の緊急対応、修繕等を行うという解釈でよろしいでしょうか。
要求水 準書	30	4	3	(2)			各建物の用途係数について、免震構造を採用して許容応力度設計を行う場合はこれを無視してよろしいでしょうか。
要求水準書	30	4	3	(3)			構造計算ルートが「ルート3」と示されていますが、免震構造、限 界耐力計算法など、建築基準法施行令第82条の4に規定される 「許容応力度等計算」以外の検証法によって安全性を確かめる 場合は、それぞれ同法に定められた手法によるものと考えてよろ しいでしょうか。
要求水 準書	30	4	3	(4)		要求水準	「基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、・・・」とありますが、「不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない」ことを十分に検証する場合においては、必ずしもこの限りではないと考えてよろしいでしょうか。
要求水 準書	30	4	3	(5)		地下駐車場 の荷重条件	緊急用ヘリコプターの離着陸に関する基準などがありましたらお示し ください。
要求水 準書	31	4	4	(1)		共通事項	「横浜市電気工作物保安規程」はどちらで入手可能でしょうか? まちづくり調整局保全推進課でお渡しします。

138	要求水準書	31	4	4	(2)		電灯設備	「中央監視室から一括管理ができるようにすること」とありますが、倉庫、PS等の小部屋なども全て遠隔管理が必要でしょうか?それとも、使い勝手によっては現地での点滅だけでよろしいでしょうか?	No118回答をご参照ください。
	要求水準書	31	4	4	(2)		幹線・動力設備	電力量の計量が必要な系統があれば、お示しください。	区役所、消防署、公会堂及び共用部等可能な限り、用途に応じた系統に分けて計量ができるようにしてください。その際に、各部の省エネルギーの確認を行うことにも留意の上、計画してください。ここでの共用部とは、区役所・消防署と公会堂が共用して利用している部分のことをいいます。また、食堂及び売店、管理員室等、選定事業者が光熱水費を負担する室についても、光熱水費を計量できるようにしてください。
	要求水 準書	32	4	4	(4)		受変電設備	「受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること」とありますが、受変電設備を屋外設置とすることはできますか?	要求水準書(p32)第4-4(4)のとおり、屋内設置としてください。
	要求水準書	32	4	4	(6)		発電設備	『汎用負荷にも供給』『災害時、負荷を制限』とありますが「制限する汎用負荷」の内容については、提案者の判断でよろしいでしょうか。 また、「必須供給が必要な汎用負荷」がありましたら、内容(機器名、容量等)をお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。なお、具体的な供給可能な汎用負荷は提案してください。
	要求水準書	32	4	4	(7)		太陽光発電 設備	『目標値30kwの太陽光発電設備を設置』とありますが、『目標値』とあるのは、建物形状の都合、設置面積が確保できない、その他優先すべきことがほかにある等の理由により、この容量を下回わる提案てあっても、「要求水準に反していない」ことを指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	32	4	4	(7)		設備	「停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給するものとする。」とありますが、現在わかっている必要な負荷で指定するものがあれば、お示しください。	
144	要求水準書	32	4	4	(7)		太陽光発電 設備	「商用電源との系統連係形(逆潮あり)を基本とし、停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給できるものとする」とあるが、必要な負荷への供給とは、太陽光発電が可能な昼間の範囲の供給と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	32	4	4	(9)			各階EPSに電源の記載がありませんが、スイッチ類、HUB等の設置はないものとしてよろしいでしょうか? 各EPSに必要なスペースをお示しください。	EPS内に端子盤、HUB収納ボックス等を設置できるW650×D340×H650程度のスペースを見込んでください。また、上記に必要なコンセント等の電源を用意してください。
	要求水 準書	32	4	4	(11)		情報表示設 備	窓口部門の番号発見機にかかる消耗品費の負担は市側と考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。

147	要求水 準書	3	3	4	4	(15)			地上波デジタル放送に移行しており、アナログ放送対応の設備 は不要としてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	3	4	4	4	(19)		設備	置』とありますが、設置が必要な場所または総個数をお教え願います。また『時間確認用の認証システム機器』とありますが、これ	各課および福祉保健センター、総合案内、公会堂に一つずつを基本とし、レイアウトにより使い勝手を考慮して個数を検討してください。また臨時用に予備を2個程度確保してください。 後段はご理解のとおりです。
	要求水準書	3	4	4	4	(21)			『別途発注する防災無線設備の移設工事の施工業者と調整を行い、機能が満足するようにすること』とありますが、本事業で行う内容は、「移設工事の施工業者と調整」でよろしいでしょうか。	
150	要求水準書	3	5	4	5	(6)		備	『各部の省エネルギーの確認ができるように配慮』とありますが、 『各部』とは、「各部分」のことで、たとえば、「空調ゾーン、照明 ゾーン」「フロア毎」の省エネ度合いの確認が可能であるように配 慮することを求めていると考えてよいろしいでしょうか。	ネルギーの計量ができるようにしてください。
151	要求水 準書	3	5	4	5	(6)		備	「管理区分毎に光熱水の使用量が計量できるようにすること。計量及び管理区分は、区役所、消防署、公会堂別とすること。」とありますが、共用部の計量は不要と考えてよろしいでしょうか。	
152	要求水準書	3	5	4	5	(6)		備	「各部の省エネルギーの確認ができるように配慮すること。」とありますが、各部とはどの程度の単位を示すのでしょうか。 また、具体的な確認事項・確認方法をお示し下さい。	No150回答をご参照ください。
153	要求水 準書	3	5	4	5	(6)		備	庁舎外から詳細な施設の状態(空調の発停状況、照明の点灯状況など)が把握できる設備の設置提案は、セキュリティが確保されていれば可能でしょうか?	
154	要求水準書	3	5	4	5	(7)			『災害時の対策として、トイレの洗浄水を3日分以上確保』とありますが、水量算出に苦慮しています。飲料水と同様な「具体的水量」の提示または『3日分』の容量の算出のための利用人数の提示をお願いいたします。	て算出してください。
155	要求水 準書	3	6	4	5	(9)			建物上に降った雨水の敷地内浸透処理を積極的に行う方針が ありますでしょうか。	市では雨水浸透施設の設置を促進しておりますので、本事業においてもその点に配慮した提案を期待します。

156	要求水準書	3	6	4	5	(9)		排水設備	「直接、公共下水道に放流できない排水(廃液を貯留するものを除く)、・・・」とありますが、厨房排水以外に排水処理が必要な排水あれば、その水質と排水量をお示し下さい。	
157	要求水準書	3	6	4	5	(9)		排水設備	(7)給水設備の項において災害時の対策について記載がありますが、排水槽についても同様に確保する必要がありますでしょうか。	官庁施設の総合耐震計画規準等を参照の上ご提案願います。この場合、代替方法も含めた提案も可能です。また、埋設汚水管 や桝接続部の可とう性に配慮してください。
158	要求水 準書	3	6	4	5	(10)		ダブル便器	『また、他の各階男女トイレの大便器のうち、それぞれ一箇所は <u>ダブル便器</u> とすること。』とありますが、『ダブル便器』とは『親子ト イレ』のことでしょうか。	
159	要求水 準書	3	6	4	5	(10)		衛生設備	各階男女トイレの大便器のうちの「それぞれ一箇所のダブル便 器」とはどのように用いるものでしょうか。	No158回答をご参照ください。
160	要求水 準書	3	6	4	5	(10)		衛生設備	トイレの器具数は事業者にて提案するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 計算資料を提案時にご提示ください。
161	要求水 準書	3	6	4	5	(11)		ガス設備	器具の煮沸消毒等ガス供給の必要な室及び設備で指定するも のがありましたらお示し下さい。	要求水準書別紙06のとおりです。
162	要求水 準書	3	7	4	6			昇降機設備 計画の要求 水準	エスルータを設置する場合は、事業者が性能を規定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水 準書	3	8	5	1	(1)		配置計画	公園愛護会倉庫の設置に関する仕様をお示しください。なお、本 倉庫の設置に関する各種申請や届出及び設置は市側負担とい う理解でよろしいでしょうか。	
164	要求水準書	3	8	5	1				公園及び樹木の保存・表土に関する設計協議とは具合的にどのような協議を指しているのでしょうか。	「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく緑化等、開発 行為に伴う公園及び樹木の保存等に関する協議のことです。
165	要求水準書	3	9	5	1	(4)	1	広場	自由広場において消防隊が訓練することは想定されていますか。訓練する場合、何か備えておく必要な施設・設備があればご教示下さい。	自由広場での消防隊訓練は想定していません。
166	要求水 準書	3	9	5	1	(4)	2	園路	路盤及び表層の耐圧荷重は4.0tでよろしいでしょうか。	園路の路盤及び表層の耐圧荷重については、最大積載量4tの 管理車両が通行することを想定し、決定してください。
167	要求水 準書	3	9	5	1	(4)	3	擁壁・階段・ スロ−プ	耐震性に関しての基準をお示しください。	「横浜市宅地造成の手引き」及び国の指針(土木構造物設計マニュアル等)に準じてください。

168	要求水準書	39	5	1	(4)	4		遊具施設	現況公園と同等以上の遊具施設の中にシーソーが有りますが、 全ての遊具施設の運営・管理は市の業務と考えてよろしいでしょ うか。	現況施設としてシーソーを記載しておりますが、全く同じものを要求するものではありません。要求水準に示す基準に順じ、安全性に問題がないもので、本公園に適した現況と同等の利用が可能な施設を提案ください。(全ての遊具は市が維持管理を行います)
169	要求水 準書	40	5	1	(4)	7		給排水施設	手洗いなどの設備は、汚水系統で処理するということでよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水 準書	41	6	2	(2)			南側道路	庁舎敷地とアクセスする個所の幅は、メンテ車両が通過できる幅でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	42	7	တ	(2)			査	者は土壌汚染調査を実施し、汚染の有無を確認すること。』とありますが、事業者の「汚染の有無の確認」を理由に、土壌汚染という「土地の瑕疵」の責任が「市になくなることはない」と考えてよろしいでしょうか。	ますが、かかる判明した土壌汚染に起因する増加費用は市が負
172	要求水準書	42	7	3	(2)			査	『万一、汚染が発見された場合の措置及び費用については本市と協議すること。』とありますが、『実施方針』では、『用地リスク』として、『計画地の土壌汚染に関するもの』は『市』が『負担者』となっています。 実施方針でのリスク分担に変更がないのであれば、『費用』の分担については、「市が負担する」旨の明記をお願いいたします。また、『特定事業契約書』での記載も、合わせてお願いいたします。	No171回答をご参照ください。
173	要求水準書	42	7	3	(2)			査	今回、貴市により土壌汚染調査は実施されず、選定事業者が土壌汚染調査を実施し、汚染の有無を確認する。万一、汚染が発見された場合の措置及び費用については、貴市と協議することとありますが、入札前に事前調査を行うことができない事業者は土壌汚染リスクを負担することは困難です。就きましては、本記載を、「市と協議する」ではなく、「市の負担とする」に変更いただけないでしょうか。	

174	要求水	42	7	3	(2)	Γ					「万一、汚染が発見された場合の措置及び費用については本市	No171回答をご参照ください。
	準書										と協議すること」と記載されていますが、費用の負担は事業者に とって大きなリスクとなり、事業計画上に影響を与えるものであるため、「市の負担」として頂けないでしょうか。	
175	要求水 準書	42	7	3	(2)					土壌汚染調 査	土壌汚染が発見された場合の費用につきましては、事業者帰責でない場合は貴市負担でご検討願います。	No171回答をご参照ください。
	要求水 準書	42	7	3	(3)						隣接建物への工事による影響を確認するため、隣接建物の床の水平、壁の垂直精度、クラックの有無などを工事着工前と工事後に調査する必要がありますでしょうか。	
	要求水 準書	42	7	3	(3)						敷地北・東側道路沿い、西側隣地側の既存擁壁の強度確認調 査を行うべきでしょうか。	将来的に存続するものについては、建築基準法第19条第4項を 満たす必要があります。したがって、そのために必要な調査を行 う必要があります。
	要求水準書	46	7	5	(2)	3				映	「なお、利用者の意見を反映するために、選定事業者の提案内容に変更が生じる場合の事業費の増減等に関する手続き及び費用負担等については、特定事業契約書にて定めるものとする」とありますが、要求条件の変更に関しても同様と考えてよろしいでしょうか。	特定事業仮契約書(案)(p9)第19条をご参照ください。
179	要求水 準書	47	7	7	(1)	1	ア	~		図面	(ア)から(ウ)の図面全てに関しては、A1、A3で提出ということでよろしいでしょうか。②③④についても同様のサイズでしょうか。	アについては、要求水準書(p47)第7-7(1)のとおりとし、イについては、特に指定はしない、ウについては、A3:各部数としてください。 ②, ③, ④についても同様としてください。
	要求水 準書	47	7	7	(1)	1	イ	~			提出サイズをお示しください。 また、②③④についても提出サイズをお示しください。	No179回答をご参照ください。
	要求水 準書	47	7	7	(1)~	•					①庁舎施設、②地下駐車場、③公園施設で工事概算額を提出とありますが、本事業はPFI事業となっていますので概算額を提出する必要があるのでしょうか。	
	要求水 準書	49	7	7	(1)	4						要求水準に示す事項についての変更はありませんが、今後、道路の仕様等について市と協議し、決定していく必要があります。
	要求水準書	49	7	7	(2)	1	ア	(7) (1) (1) (1))			工事区分表はそれぞれ作成してください。 昇降機設備設計図は要求水準書(p50)第7-7(2)①ア(か)のとおり作成してください。

184	要求水準書	5	2	7	7	(2)	3 /	7		『(建築設計に含む)』とありますが、「庁舎施設」の「模型」に含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書		2	7	7	(3)				道路に関して提出書類を求めていますが、同6設計及び関連業務で提出する書類を兼ねることは出来ないのでしょうか。	道路の提出書類については、要求水準書(p47~52)第7-7(1)及び(2)と重複しているため、これに含むこととします。よって、要求水準書(p52)第7-7(3)は削除します。
186	要求水準書		3	8	3	(1)	1		係の事前説 明	選定事業者が実施すると共に、市はこれに協力するものとす	本事業については、周辺にお住まいの方々を含め、区民の皆様には概ねご理解をいただいており、反対運動などはございません。
187	要求水準書		3	8	3	(1)	①			選定事業者が実施すると共に、市はこれに協力するものとす	ご理解のとおりです。 ただし設計や工事等の内容について反対意見が出た際には市と 共に選定事業者も対応していただきます。
188	要求水準書	ŧ	4	8	3	(2)	D		準備検査等	『着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。』とありますが、近隣地区住民に、「本件計画に対する反対」がある場合には、「近隣の理解を確保」することは容易ではないと考えられます。このような場合は、通常の工事施工者の責務を超えるため「工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全」には、「十分配慮する」でよいと考えてよろしいでしょうか。	
189	要求水準書	Ę	5	8	3	(3)	1		被害	「公共工事標準請負契約約款」では、「第三者に及ぼした損害」について、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。」との規定があります。今後PFI方式、総合評価方式等による公共工事の発注が拡大し一般化して行くと思われますので、「PFI事業は特殊な公共工事である」として区別せずに、「公共工事標準請負契約約款」に則り、「工事の施工に伴い通常避けることができない地下水の断絶」による、『水枯れ等の被害』が、万一発生した場合には、市の負担としていただくよう、お願いいたします。	原案のとおりとします。

	要求水準書	5	7	8 3	(4	4) ②			原図を2部提出とありますが、原図1部及び複写版原図(第二原図)1部ということでよろしいでしょうか。	要求水準書(p57)第8-3(4)及び(p62)第9-3(4)の「原図2部」は「原図1部」に訂正します。
191	要求水準書	5	3	8 5				置業務	『選定事業者は、市の完工確認までに什器備品に対する耐震対策や動作確認などを行う』とありますが、「別紙 46 選定事業者が設置する什器備品一覧」のうち、耐震固定等の『対策』が必要なものは、「棚」「掲示板」など、通常固定して使用されるものが対象で、「事務机」などは除くと考えてよろしいでしょうか。	
	要求水準書	5	9	9 1	(1)		舎の解体及	「範囲は地上、地中すべてとし、地中は基礎及び杭を含むものとする。」とありますが、計画上、支障のない部分の杭は撤去しなくてもよろしいでしょうか。	原則として全て撤去とします。
	要求水準書	5	Э	9 2	(1)		解体		なお、廃棄する什器備品については、No195回答をご参照ください。
	要求水準書	5		9 2	(1)		解体	市と協議を行い、適切な措置を図ること。』とありますが、これは 「土地の瑕疵」と考えられ、実施方針でのリスク分担に変更がな	市が行った地質調査の結果により判明している地下工作物等については、選定事業者の費用と責任において対処していただきますが、市が実施した地質調査により判明しなかった地下埋蔵物等が発見されたことにより発生する損害又は増加費用については、合理的な範囲で市がこれを負担するものとします。このことは、特定事業仮契約書(案)(p7)第12条に定められておりますが、その点が明確になるよう特定事業仮契約書(案)(p7)第12条を修正します。(No171回答をご参照ください。)
	要求水準書	5	9	9 2	(1	1)			「不要となる什器備品等の廃棄を含むこと。」とありますが、廃棄する什器備品等の明細をご提示いただけないでしょうか。	選定事業者が廃棄する什器備品については、要求水準書別紙 57として追加します。
	要求水準書	5	9	9 2	(1)			井戸の埋設方法をご教示ください。また、埋設予定の井戸の状 況も合せてお示しください。	井戸の記載を削除します。要求水準書(p59)第9-2(1)の「上水道の廃止(引込み管撤去、廃止届)及び井戸の埋設」を「上水道の廃止(引込み管撤去、廃止届)」と変更します。
	要求水準書	6)	9 3	(1) ②		電気機器及	『PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材・・・,適切に処理すること。撤去後の保管場所は協議による。』とありますが、これらの「所有者としての保管責任は市にある」と考えてよろしいでしょうか。	

要求水準書	61	9	3	(3)	1	水枯れ等の被害	(上記質問No.24と同様に)「工事の施工に伴い通常避けることができない地下水の断絶」による、『水枯れ等の被害』が、万一発生した場合には、市の負担としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
要求水 準書	62	9	3	(4)	2		原図を2部提出とありますが、原図1部及び複写版原図(第二原図)1部ということでよろしいでしょうか。	No190回答をご参照ください。
要求水 準書	65	11	5	(4)	1	障害者業務 従事者	従事者の選定については、事業者が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水 準書	65	11	5	(4)		障害者業務 従事者	障害者雇用にあたって、等級等の指示は特に無いのでしょか。	等級等の指定は特にございません。
要求 水準 書	67	11	10	1			現状の庁舎での衛生消耗品(トイレットペーパー、ゴミ袋)の種類をお 教えください。	石けん、水石けん、トイレットペーパー、ゴミ袋、水切り袋、尿石除去剤、台所洗剤、漂白剤、クレンザー、消臭芳香剤等を想定しています。
要求水 準書	67	11	10	(2)		光熱水費の 負担	公会堂代替施設の稼動期間における光熱水費は市が負担すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	67	11	10			消耗品の負担 担	『トイレットペーパーや水石鹸等の衛生消耗品は市の負担』とありますが、『トイレットペーパーや水石鹸』以外で、想定されているものはありますか。また『市の負担』が適切と提案者が想定するものについては、第二回質問として、提案してよろしいでしょうか。	
要求水 準書	69	11	12	(4)			『第三者機関による評価は、維持管理・運営機関内に3回以上とする。』とありますが、「維持管理・運営 <u>期間(約15年間)</u> 内で3回以上」ということでしょうか。	
要求水準書	69	11	12	(4)			維持管理業務及び運営業務の第三者機関による評価を依頼する時の「第三者機関」とは例えばどのような機関でしょうか。その評価項目はどのような内容でしょうか。維持管理・運営期間内に3回以上ということは、15年間の業務期間内で5年おき程度に評価を行うということでしょうか。またその評価結果は、業務の遂行方針にどのように反映されるのでしょうか。	また、実施時期については提案によります。 評価結果につきましては、モニタリングの参考とします。
要求水 準書	69	11	12	(4)			第三者機関への評価依頼にかかる費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。

208	要求水準書	7	1 12					当たっての 考え方	『維持管理は、 <u>予防保全</u> を基本とすること。』とありますが、「管球の取替え」などは、「事後保全」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、省資源化の観点も踏まえた上で、予防保全策として、寿 命前に管球等の取替えを実施する提案をして頂いてもかまいま せん。
	要求水準書	7	2 12	1	(6)	16		理員	常時維持管理員については、維持管理に携わるどの分野の人員でも業務の対象者となるのでしょうか。	要求水準書別紙48をご参照ください。 常時維持管理員は常時常駐、24時間・年間を通じて配置して頂きます。基本的に、中央管理室等で設備等の監視を行い、不具合等があった場合の必要な初動対応、対策等にあたって頂きます。
	要求水準書	7	3 12	3	(1)			管理業務	繕を実施すること。』とありますが、ここ言う『庁舎施設の建築物』 とは、入札説明書(P4)で規定された『瀬谷区総合庁舎施設(区役	建築物保守管理業務の「庁舎施設」とは、区役所、公会堂、消防署だけでなく、庁舎敷地の屋外付帯施設・外構等及び公園敷地の地下駐車場を含みます。また、建築設備保守管理業務には、「庁舎施設」に加え、「公園施設を占有する地下駐車場付帯設備(換気設備、昇降機設備等)」を含みます。駐車場・駐輪場保守管理業務のうち、建築物及び建築設備の点検、保守、更新、修繕等については、建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務の要求に従い管理業務を実施してください。
211	要求水準書	7	3 12	3	(1)				『選定事業者は、庁舎施設の建築設備全般(空調換気設備、給排水衛生設備、電気設備、防災設備、搬送設備、昇降機設備等)及び公園施設を占有する地下駐車場付帯施設(換気設備、昇降機設備等)に関し、施設管理上で必要な運転・監視、点検、昇降機設備等)に関し、施設管理上で必要な運転・監視、点検、保守、更新、修繕を実施すること。』とありますが、これは『公会堂舞台設備等保守管理業務』で規定してある部分を除く、すべての建築設備、付帯施設を対象としていると考えてよろしいでしょうか。	
212	要求水準書	7-	1 12	3	(2)	1	+	務	『運転監視業務を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3 種電気主任技術者以上、機械責任者は労働安全衛生法に定め るボイラー1級以上の資格免許を有すること。』とありますが、維 持管理人件費コスト低減ひいては総事業費縮減の視点からも、 民間事業者が「技術資格・免許」を必要としない方式・設備を提 案した場合には、上記規定の緩和をお願いいたします。	電気責任者及び機械責任者の資格は、設置した設備に必要な法的資格の意味ではなく、同責任者として相当の知識・技能を有する者を確保するための処置であるため、緩和は認めません。
213	要求水 準書	7			(2)			運転・監視	本業務に携わる人員数及び配置時間については、事業者による 提案でよろしいでしょうか。また、電気責任者及び機械責任者の 兼務は可能でしょうか。	前段については、要求水準書及び別紙48等を満たす限り可能です。 後段については、施設の規模が大きいため、電気責任者と機械責任者の兼務は認めません。
214	要求水 準書	7	1 12	3	(2)	1	+	運転∙監視	ボイラー1級以上の資格が必要のない設備であっても、機械責任 者としてボイラー1級以上の資格保有者の配置が必要でしょう か?	No212回答をご参照ください。

215	要求水準書	74	12	3	(2)	1	+		運転·監視	常時配置ではなく、業務従事者のなかで必要資格を保有してい	前段は、No213回答をご参照ください。 後段は、両責任者は各1名で、24時間の常時配置は必要ありま せん。
216	要求水準書	7	12	4	(2)	3	ウ、	工、		『ウ 舞台設備の仕込みを手伝うこと。』『エ 利用者からの要望に応じ適切に舞台設備等の操作を手伝うこと。』『カ 舞台設備の撤去、復元作業を手伝うこと。』とありますが、ここで述べられている『手伝う』という表現には、立場、解釈により、その内容に幅が生ずると思われます。具体的にはどこまでを想定しているのでしょうか。 普通考えられる保守管理業務の範囲内での「行為」で特に、これによって「コストが増額になるような内容ではない」と考えてよろしいでしょうか。	想定しております。 公会堂管理運営員は、利用者への操作説明や、利用者が操作 を行うことが適切でない設備等の操作設定、利用者への片付け
217	要求水準書	7!	5 12	4	(2)	4	ア		ピアノの保 守管理	「ピアノの保管は自動的に湿度を感知するセンサー付除湿機を備えたピアノ収納庫で行うこと。」とありますが、公会堂施設に上記設備を備えた収納庫を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	業務水 準書	7	5 12	4	(2)	4	7		ピアノの保 守管理	を受け、保守管理(調律、整調、整音等)に精通した実績を持った 技術者とすること。	要求水準書のとおり、ピアノの維持管理を行うものは、納入ピア ノメーカーの技術研修を受け、保守管理(調律、整調、整音等)に 精通した実績を持った技術者です。 なお、ピアノの維持管理を行う者の常駐は想定しておりません。
219	要求水準書	7	12	4	(2)	4	イ		ピアノの保 守管理	「納入ピアノメーカーの技術研修を受け、保守管理(調律、整調、整音等)に精通した実績を持った技術者」との記載がございますが、技術者については納入ピアノメーカーの在職者でなくてもよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	要求水 準書	70	12	5	(3)	1	ア		駐車場管理員	P66では、地下駐車場の運営主体は市となっていますが、駐車場管理員が事業者で出す要求水準では、事業者が運営主体となるのではないのでしょうか。	
221	要求水 準書	70	12	5	(3)				要求水準		曜日別調査は行っていませんが、平成17年の調査では福祉保 健センターで検診等があった日に、一日約450台の利用がありま した。

	要求水準書	7	7 12	2 6	(1)			外構施設	外構施設と公園の区分は、第1期工事と第2期工事で分かれている敷地と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙5の「庁舎区域」及び「公園区域」をそれぞれ、「庁舎敷地」及び「公園敷地」と変更します。 庁舎施設(地下駐車場を除く)の引渡し後の外構施設は、庁舎敷 地内の外構施設です。地下駐車場、道路(第二期整備)、公園施 設の引渡し後の外構施設も、庁舎敷地内の外構施設です。 なお、要求水準書(p77)第12-6(1)の「選定事業者は、庁舎敷地及 び地下駐車場の外構施設(工作物を含む。)に関し」を「選定事 業者は、庁舎敷地内の外構施設(工作物を含む。)に関し」と変 更します。
	要求水 準書	78	3 12	2 8	(2)	2		外構清掃		公園敷地内の「地下駐車場」及び「公園施設を占有する地下駐車場付帯施設」の保守管理は、選定事業者が行います。
	要求水準書	79) 12	9	(2			ISO14001 対応	『「横浜市環境マネジメントシステム」に基づき、必要かつ適切なI SO14001対応を実施すること。』とありますが、これは、本施設に おいて市が取得する「環境マネジメントシステムISO14001」に基 づいて、事業者が実施すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	79	12	9	(2))		環境衛生管 理業務 要求水準	ごみの処理費は、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	ゴミの処理費は市が負担します。なお、修繕・更新等で機器を入れ替えた場合の廃棄物等の処理費は、選定事業者で負担していただきます。
226	要求水 準書	8	12	2 10	(2)	4		機械警備	機械警備については、リース方式が可能と考えてよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
	要求水 準書	8	12	2 12	(1))		大規模修繕	『選定事業者は、・・・必要な更新、修繕及び大規模修繕を全て実施すること。』とありますが、『大規模修繕』は、「必要な場合のみ」と考えてよろしいでしょうか。	事業期間中に必要な大規模修繕は行っていただきます。
	要求水準書	8	12	2 12	(1))		修繕業務	修繕業務の対象に、什器備品が含まれていますが、ここでいう什器備品とは、81ページ12章、11什器備品の保守管理業務の対象となっている、、選定事業者が運営を行う範囲(公会堂、食堂及び売店)の什器備品に限定されると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	8;	3 13	3 1	(1))		対象	『公会堂運営業務 <u>(検討中)</u> 』とありますが、「検討結果」は、いつ 頃公表予定でしょうか。 また、「検討」によって、公会堂に関する、『運営業務』の内容等 は、見直される可能性があるのでしょうか。	要求水準書(p83)第13-1(1)の「・公会堂運営業務(検討中)」の (検討中)は削除し、「・公会堂運営業務」と変更します。 また、No1回答をご参照ください。
	要求水準書	8	3 13	3 1	(1))		運営業務の 対象	公会堂運営業務(検討中)とは公会堂運営業務をPFI事業に含めるか検討されているということでしょうか?	No229回答をご参照ください。

231	要求水準書	8	4 1	3 2	(1)			公会堂の運営業務を本事業に含めるかは何時ごろ決定でしょうか。7月2日に一次審査の期限があり、現入札説明書では以降、構成員/協力会社の変更は、認められないと記載されていることから、早急な決定をお願い致します。	なお、要求水準書(p84)第13-2(1)の「なお、公会堂の運営業務を
	要求水準書	8	4 1	3 2	(1)		業務の内容	公会堂の運営業務が本事業に含まれる場合に、業務の成果とその対価の関係をどのように考えればよいでしょうか。例えば施設 内容の充実や運営努力により貸館の稼働率が向上し貸館収入 が増えた場合、事業者側の収入にどうのように反映されるでしょ うか。	
233	要求水準書	8	4 1	3 2	(1)		業務の内容		り、自主事業の実施は想定しておりません。なお、市民が有料の
234	要求水準書	8	4 1	3 2	(1)		公会堂の運 営業務	「公会堂の運営業務を本事業に含めるかについては現在、検討中である。」とありますが、入札説明書P.5に記載されている通り「指定管理者制度の導入を前提とする」との間違いではないでしょうか。	No229回答及びNo231回答をご参照ください。
235	要求水 準書	8	4 1	3 2	(1)		業務の内容	公会堂運営業務をPFI事業に含めるかについて何時頃、決まる のでしょうか?	No229回答及びNo231回答をご参照ください。
236	要求水 準書	8	4 1	3 2	(3	3) ②		業務開始時 期	利用受付業務については業務開始の半年前(H22/8)より事業者 にて行うという理解でよろしいしょうか?	ご理解のとおりです。
237	要求水準書	8	7 1	3 2	(4	2	П	市の減免規 定	えているのか、ご回答願います。例えば現状よりも下げることを	要求水準書別紙50等を参考に、想定してください。 なお、市が利用する場合は100分の100を減免、その他の場合は 横浜市公会堂条例及び横浜市公会堂条例施行規則にもとづき 減免してください。
238	要求水準書	8	8 1	3 3				店運営業務	『市職員の福利の増進、利用者の利便性の向上を図るため』『市職員の福利厚生施設とするだけでなく、来庁者等の利用促進にも努めること』とありますが、本事業による公共サービス提供を享受する対象としては、第一義的には来庁者、区民と考え、住民本位の公共サービスと考えて、提案してよろしいでしょうか。また、「指定管理者制度」で広く用いられる表現に、「"利益の創出を基本とする"民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する」がありますが、本業務においても、これらの趣旨を尊重した目的、内容、販売価格等とされますよう、合わせてお願いいたします。	後段は、食堂及び売店運営業務は指定管理者制度にはあたり ません。食堂及び売店の営業に必要な経費を、食堂及び売店の

239	要求水準書	8) 13	3	(3)	3		貸付	『食堂及び売店運営にかかる面積(厨房、一体として整備するトイレ、事務所、更衣室、食品庫など食堂及び売店運営業務の遂行に必要なものを含む)については、行政財産使用許可に基づき有償にて貸し付ける方針である。』とありますが、「食堂運営にかかる面積」は『厨房、一体として整備するトイレ、事務所、更衣室、食品庫など』であり、多用途の利用が見込まれる「食堂」は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	8	9 13	3 3	(3)	3		貸付		No239回答をご参照ください。 食堂の運営においては、市職員の福利厚生施設という点にも配 慮していただき、さらに選定事業者の創意工夫のもと、利用促進 に努めてください。
	要求水準書	8	9 13	3 3	(3)	3		行政財産の 貸付	食堂及び売店運営に関する面積ですが、食事室、売店内通路 (現売店と同様な形態の場合)は、有償貸付の対象外と考えてよ ろしいでしょうか。	No239回答をご参照ください。
	要求水準書	90) 10	3 3	(4)	2		び価格	販売価格は低廉との記載がされていますが、貸付面積を含んでも黒字になるような価格として事業者提案をしてほしいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水	91) 13	3 4	(1))		実施	伴う売上手数料を市に支払うものとする。』とありますが、『売上 手数料を市に支払う』については、「特定事業仮契約書(案)」にも	なお、特定事業仮契約書(案)第107条「付帯事業の開始の遅延」を第106条「売上手数料」の条項として変更します。 「第106条 乙は、半期毎に、自動販売機設置業務の遂行過程において設置された自動販売機に係る売上の総合計額に●を乗じて得られる売上手数料を、甲の発行する納入通知書に従って納
	要求水準書	90) 13	3 4	(1))		実施	付帯事業については、選定事業者の提案により売上に伴う売上 手数料を市に支払うものとするとあります。また、売上手数料は 選定事業者からの提案によるとありますが、採点にどのように影響するのでしょうか。	
	要求水準書	90) 13	3 4	(1))			「選定事業者の提案により売上に伴う売上手数料を市に支払う ものとする」との記載がございますが、これは売上を市と事業者 がシェアするという提案をすることが出来るという趣旨を考えてよ ろしいでしょうか。	
246	要求水 準書	9	1 13	3 4	(3)	4		付帯的事業 実施の基本 事項		No245回答をご参照ください。

247	要求水準書		2 10 14			電気 AV設備	「AV機器」欄に〇印のある次の室のAV機器とは具体的にどのようなものでしょう。また、その機器は事業者が用意するものでしょうか? 「区長室」「広報相談係事務室」「企画調整係事務室」 「検診部門待合叱ー」「広報印刷物ラックスペース】	要求水準書別紙06、07、08、46をご参照ください。
	要求水 準書	6				全般	区役所総務課他プラインドの有無の表示がございませんが、事業 者側の判断で設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書(p26)第4-2(2)のとおり、窓にはブラインド及びブラインドボックスを設置してください。
	要求水 準書	6				全般	OAフロアと二重床の違いについてお示しください。	同一とします。
	要求水準書	6				全般	「その他特記事項」「その他・設備特記事項」「備考」で寸法が記載されていないものがありますが、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	6				全般	防音・遮音性能及び吸音性能(可動間仕切り含む)は事業者の 提案との理解でよろしいでしょうか。	各室の用途に配慮して提案してください。
252	要求水準書	6				総務事務室 区収入役室 事務室	金庫の大きさ及び重量をお示しください。	要求水準書別紙06に追記します。
253	要求水準書	6				選挙管理委 員会倉庫 地域振興課 倉庫	ェレベータを介しての搬出入でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	要求水準書	6				区税窓収口銀保相健歯大長務口入 行健談康相 室 金口談談室 第二章 金口談談室	カーテンレール欄(こ「〇」がありますが、外壁開口部が必要ということでしょうか。	外壁開口部の設置については提案によります。また、外壁開口部には要求水準書(p26)第4-2(2)に基づくブラインド及びブラインドボックスを設置してください。カーテンレールは、窓口閉鎖や室内の仕切に設けるものですので、要求水準書別紙06の用途にしたがって設置してください。なお、区長室については外壁開口部にカーテンレールを設けてください。

255	要求水準書	6				プラント・欄に「〇」がありますが、外壁開口部が必要ということで しょうか。	外壁開口部の設置については提案によります。また、外壁開口部には要求水準書(p26)第4-2(2)に基づくブラインド及びブラインドボックスを設置してください。
256	要求水水	6				カーテンレール及びプライント「「〇」がありますが、外壁開口部が必要ということでしょうか。	外壁開口部の設置については提案によります。また、外壁開口部については区役所部分と同様としてください(要求水準書(p26)第4-2(2)参照)。また、カーテンレールについては、要求水準書別紙08の用途にしたがって設置してください。
257	要求水 準書	6			区民ホール	公園と一体的に利用できるとありますが、必ずしも同一フロアでなく てもよろしいでしょうか。	公園からの動線に配慮し、視覚的に一体的利用可能である計画としてください。
258	要求水準書	6				音声をアラーム等に変換した表示を執務室側に設置する方法でも よろしいでしょうか。	総務課へ無線やシステムのアラーム音が直接聞こえるようにしてください。
	要求水準書	6			広報相談係 窓口	磯子区役所のレイアウト図をお示しください。	平成12年当時の磯子区庁舎レイアウト(広報相談係部分)を別紙 56としてお示しします。

260	要求水 準書	6				隣に声が聞こえないように仕切板を設置と書いてあるが、聞こえ にくくするという対応でもよろしいでしょうか。	隣接する窓口の話の内容が分からない程度なら可能です。
261	要求水 準書	6			犬舎	別棟扱いでもよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていれば可能です。
262	要求水 準書	6				歯科診察台、レントゲン機器(現像装置等含む)については市側負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書	6			大会議室	区民利用を想定する必要がありますでしょうか。	区民のみの利用は想定しておりませんが、区民等の会議への参加を想定し、閉庁時のセキュリティーの確保に配慮した計画としてください。
264	要求水 準書	6			診察部門	収納棚等の設置は必要ないでしょうか。	収納棚等は備品扱いとします。
265	要求水準書	6			印刷室	各課、各部署に設置するのでしょうか。	執務室階の各階に設置してください。
266	要求水準書	6			業務員室 宿直室 中央管理室 運転手控室	宿泊設備、流し台などの設置は必要ないでしょうか。	要求水準書別紙06のとおり、宿直室にはミニキッチン、シャワー室を設置してください。他3室については必要ありません。
267	要求水 準書	6			全般(消防)	危険物倉庫などは必要ないでしょうか。	提案内容により必要な場合は設置してください。
268	要求水準書	7	1		び仕様(公	「プロセニアム寸法は、幅15m、高さ8~10m程度」とあり、これは 大型の本格的な劇場のスペックと考えられますが、本公会堂の 舞台各部に同様のスペックが要求されると考えるべきでしょう か。	現状の利用実績等を踏まえてご提案ください。
269	要求水準書	8				防火衣収納庫の大きさをお示しください。また、別紙24では55名分となっていますがどちらが正でしょうか。 出入口開口部(オーバーヘッドドア)の開口高さをお示しください。	人数については要求水準書別紙08を正としてください。また、防火衣収納庫はW950×D850×H1850(3人分)程度と想定してください。 出入口開口部の高さについては要求水準書別紙08の梁下寸法以上としてください。
270	要求水準書	8				外部に面する必要がありますでしょうか。 また、別紙24の寝室数と違いがありますが、別紙06を正としてよ ろしいでしょうか。	外部に面する必要は特にありません。要求水準書別紙08を正とし、要求水準書別紙24は参考としてください。
271	要求水 準書	8			浴室	ュニットバスのサイスをお示しください。	ユニットバスのサイズは1216型以上としてください。

272	要求水 準書	13						現庁舎で公会堂の1階部分に設けられている公用車駐車場につ 解いて、解体・工事期間中の扱いについてご教示下さい。 る	解体・工事期間中の現庁舎で公会堂の1階部分に設けられている公用車駐車場については、市で用意すると考えてください。
	要求水 準書	14							GL2=約TP+65.72 :し、要求水準書別紙03及び現地にて確認してください。
	要求水 準書	14						数値などが読みづらいので、数値を確認できる図面もしくは資料 必 をお示しください。	必要な場合は市民活力推進局地域施設課にて閲覧可能です。
275	要求水準書	17	1					「設備室・使用する設備等については、既存公会堂等で使用し」ご ているものを別途工事にて移設する。」とありますが、既存公会 堂からの設備等の移設工事は事業範囲外という解釈でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
276	要求水準書	18						黄色で表示されている課名や室名は、区民が積極的に利活用で きる場所を示しているということでよろしいでしょうか。 区	責色で表示されている部分は、平日の開庁時間以外の時間帯に ☑民等が利用することを想定する部分です。
277	要求水 準書	20					防災無線概 要	屋上設置型無線柱ですので、本事業に要求条件にならった地上 No 設置型無線柱の資料をお示しください。	lo112回答をご参照ください。
	要求水 準書	24	2	4	(1)			構造に関して、鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造のいず 鉄れかで、鉄骨造は不可ということでしょうか。	失骨造は不可とします。
279	要求水 準書	24	8	6	(13)			筋カトレーニング室に設置されるバーベル、筋カマシーン等の用ご 具については、選定事業者の維持管理業務対象外としてよろし いでしょうか。	「理解のとおりです。
	要求水 準書	24	8	6	(15)		厨房兼食堂	和室に関しての基準がありませんが、事業者側で性能を設定す ごるということでよろしいでしょうか。	「理解のとおりです。
281	要求水 準書	24	15				別表2-1	ヘリ対空表示に関して仕様、大きさなどをお示しください。	対空表示は必要ありません。
282	要求水 準書	24	15				別表2-2	車庫梁下寸法の数値がありますが、別紙06による高さと違いま要すが、どちらが正でしょうか。	要求水準書別紙08を正としてください。
283	要求水 準書	24	18				別表2-2	本事業については、内部仕上げ表(待機宿舎)の規定はなしとの ご 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

284	要求水 準書		13 14						消防署面積 表	どちらが正でしょ う か。	要求水準書別紙08を正としてください。
	要求水準書	48							務及び運営	記載がございますが、配置時間について開庁時間内・開庁時間	清掃業務の清掃員の配置時間は、開庁時間外も可とします。 なお、要求水準書別紙48の清掃業務の「夜間」「閉庁時」の「×」 を各々「△清掃員は事業者提案」と変更します。
	要求水準書	52							用料の算定 について (1) 提案時 に用いる使	「入札説明書」(P.32)では「食堂の運営に関する厨房部分の使用料の支払い調整手続きについて、附属資料1「要求水準書」の「別紙52 行政財産使用料の算定について」を参照すること。」とあります。別紙52の算式において、『食堂及び売店面積』とありますが、これは「厨房及び売店面積」のことと理解してよろしいでしょうか。	
	要求水準書									携帯電話不感知対策は必要でしょうか。必要な場合、対象とする エリアはどこでしょうか。	特に必要ありません。
	要求水 準書									公会堂、区民ホールなどには携帯電話抑制対策は必要でしょうか。必要な場合、対策が必要なエリアはどこでしょうか。	特に必要ありません。
	落札者 決定基 準		3	3	2	(1)	3			第一次審査結果(順位や得点)は、第二次審査に反映されるのでしょうか。	第一次審査結果は、第二次審査に反映はしません。ただし、第 一次提案内容と第二次提案内容の整合性は確認します。
	落札者 決定基 準		3	3	2	(1)	3			第一審査通過者は、一般に公表される予定はございますでしょうか。また公表される場合、順位や得点等詳細を公表する予定は ございますでしょうか。	[· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	落札者 決定基 準		5	3	2	(2)	3		基礎審査	二次提案において一次提案と重大な不整合があった場合、その 入札参加者は失格とするとありますが、どのようなものを想定さ れているのでしょうか。	一次審査の結果に重大な影響を及ぼす変更等です。
	落札者 決定基 準		5	3	2	(2)	3			「第一次提案と重大な不整合があった場合」との記載がございますが、重大な不整合にあたる例につきまして、具体的にご教示願います。	

293	様式集		5	2	1	(1)		載	すが、様式6-15において出資者名、劣後ローンの調達先等につ	ては、ご理解のとおりです。
294	様式集		5	2	1	(4)		提出	「CD-ROMに各様式の電子データを保存して提出すること。」との記載がございますが、データのフォーマットに指定がございましたら、ご教示願います。	
	様式集 (様式 2-13)	様式		2	13				提出いたします法人税納税証明書は直近何期分必要でしょうか?またその1、その3の3のどちらになりますでしょうか?	直近1期分の「その3の3」で過去3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
	様式集 (様式 2-13)	様式		2	13				提出いたします消費税納税証明書は直近何期分必要でしょうか?またその1、その3の3のどちらになりますでしょうか?	直近1期分の「その3の3」で過去3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
297	様式集	様式		6	16			長期収支計 画表	「※4 ・・・4月支払の対価は前年度に売上計上してください」との注釈がございますが、割賦延払基準を採用する場合、前年度の売上にはならないと理解しております(=支払年度に売上計上)。様式の作成時に、注釈をつけた上、実際のSPC会計処理に即した記載をしてもよろしいでしょうか。	月までの対価は、3月に計上されるものとして、様式を作成してく
	様式集								各提案書については、フォント、サイズ等の指定は、特に無いとして 記載させていただいてよろしいでしょうか。	
	基本協 定書 (案)		3	8					本条は本事業の入札手続きに関して生じた場合に適用されると 考えてよろしいでしょうか。	本事業の入札手続に限定されません。本条は、基本協定の締結 日から事業契約の成立までに生じた本条各号所定のあらゆる事 由について適用があります。
	基本協 定書 (案)		3	9	1			調の場合の 処理	「〜甲および乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担」とありますが、市の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合はSPC設立費用等を合理的な範囲内で負担して頂けないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。

301	基本協定書	3	9 2	2		調の場合の	な障害となり、適正な競争環境に支障をきたす可能性がありま す。就きましては、上限を設けて頂きます様、お願い申し上げま	基本協定書(案)(p3)第9条第2項の文中の「・・・この責めに帰すべき場合には、こは、甲の請求があり次第、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」を「・・・この責めに帰すべき場合には、甲は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を乙に請求できるものとし、こは、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」と変更します。
	基本協 定書	3	9 2	2		調の場合の	事業契約の締結に至らない場合は、落札金額の100分の10の違	市が締結の準備を整えて、何時でも締結できる状態にあるにも かかわらず、事業予定者が締結しない場合などが想定されま す。
	基本協定書	3	9 2			調の場合の処理	違約金として求められている落札金額の100分の10は、事業者の連帯義務により負担するとありますが、実態は、事業者間内部で帰責会社に負担を求償することが想定されます。斯かる場合、仮に予定価格程度(104億円)で本件が落札された場合の違約金は10.4億円となり、帰責会社の規模によっては、帰責会社自体の経営に大きな支障をきたす場合が想定されます。本件に参画を検討する食堂及び売店運営に携わる会社は会社規模が必ずしも、大きいとはいえず、本規定により、事業参画を躊躇する可能性があります。就きましては、本項目の適用対象から、食堂及び売店運営に係る業務のうち食堂の運営に携わる会社の除外を検討頂けないでしょうか。	
	基本協 定書	3	9 2	2			第8条の適用により、第9条第2項の規定に従い違約金を支払う対象として、SPCの出資者たる構成員(含む代表企業)だけでなく、協力企業を設定されていますが、協力企業は違約金により事業参画に躊躇する可能性がある可能性があります。就きましては本条文の対象から協力企業を外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
	基本協 定書	3	9 2	2		調の場合の 処理	SPCの経営は、構成員が万全の体制を持ってコントロールを行う点を加味し、第9条第2項の末尾に「但し、協力企業については、同等の代替企業を速やかに起用し、それを市が認めた場合は、本項目は適用しないものとする。」という一文を加筆頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
306	基本協 定書 (案)	3	9 2	2			「第8条の適用がある場合その他事業契約の締結に至らなかったことが乙の責めに帰すべき場合」とありますが、「その他」とは具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。	No302回答をご参照ください。

基本協定書(案)	4 1	1		(解除)	『[この場合、乙は、甲の請求があり次第、・・・この場合、当該乙の賠償義務も連帯義務とする。]』とありますが、この『[]』は、「今後、内容等に変更がある」ことを示しているのでしょうか。	基本協定書(案)(p4)第11条の文中の「[]」は削除します。なお、同条の「この場合、乙は、甲の請求があり次第、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」を「この場合、甲は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を乙に請求できるものとし、乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」と変更します。
特定事業 業仮契約書 (案)	2	3 12			『第 <u>64</u> 条』とありますが、「第 <u>69</u> 条(業務計画書の提出)」と思われますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p2)第3条第12項は定義の追加により、 「第3条第13項」と変更し、文中の「第64条」を「第69条」と変更しま す。
特定事 業仮契 約書 (案)	2	3 22		22.「公会堂 代替施設等	『公会堂代替施設及び熱源等仮設設備を乙が甲の利用に供する対価をいう』とありますが、入札説明書(P.6)にある『公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の設置、定期点検、修繕及び撤去の対価』と同じと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、特定事業仮契約書(案)の当該箇所を以下のとおり変更します。 「第3条第22項」は定義の追加により、「第3条第23項」と変更します。 第3条第23項(p2)の文面は「「公会堂代替施設等の提供対価」とは、サービスの対価のうち、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備を乙が甲に賃貸する対価としての賃料をいう。」と変更します。 第60条3項(p22)については、文面を「乙は、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の完成後、それぞれ要求水準書に従って甲に賃貸するものとし、撤去までの期間、必要な定期点検、修繕を行い、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の正常な機能発揮を確保するものとする。甲は、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備を賃借するにあたり、その利用期間中、通常の維持管理を行い、その利用にあたって必要となる光熱水費を負担するものとする。」と変更します。
特定事 業仮契 約書 (案)	3	3 42			『修繕実施 <u>設定</u> 図書をいう』とありますが、「修繕実施 <u>設計</u> 図書」 と思われます。いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p3)第3条第42項は定義の追加により、 「第3条第43項」と変更し、文中の「修繕実施設定図書」を「修繕 実施設計図書」と変更します。
特定事 業カ仮 契約書 (案)	4	3 49			「入札書類」には、入札説明書等に係る質問・意見に対する回答 の内容も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

	特定事業約書(案)	5	7	1			PFI事業は、官民の適切な役割分担に基づく新たな「官民パートナーシップ」であり、維持管理・運営期間を通じて、総事業費の抑制に協力することも求められています。この趣旨を表すために、『乙は、本契約の履行に当たり、事業期間終了後の本施設の維持管理及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。』とありますが、「乙は、本契約の履行に当たり、事業期間中および事業期間終了後の本施設の維持管理及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。また甲は必要に応じて、これら費用の節減に協力する。」などの表現とされては、いかがでしょうか。	
313	特定事業的人	6	10	1		保証	『設計・建設の対価相当額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)』とありますが、これには別紙7のサービスの対価A、B1、B2が相当するものと思われますが、これらの算定項目のうち、除外される項目は、「割賦金利」のみでしょうか。「その他上記業務を実施する上で必要な費用(特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等)」「什器備品設置業務に係る費用」も除外されるとも考えられますが、いかがでしょうか。	
314	特業書定契	6	10	3		契約履行の保証		特定事業仮契約書(案)(p6)第10条第1項及び第3項を次のとおり変更します。「第10条 乙は、建設施設の設計及び建設、解体施設の解体及び撤去並びにこれらの工事における工事監理の各業務の履行を確保するため、各業務に関し、自ら又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業をして、当該業務の対価相当額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)の100分の10に相当する金額について、当該業務の開始までに、甲又は乙を被保険者とする履行保証保険の契約をそれぞれ締結させなければならない。この場合において、乙を被保険者とする履行保証保険に基づき乙が有することとなる保険金請求権に対し、乙の費用において、第123条第1項第1号の違約金債権を被担保債権とする質権を甲のために設定しなければならない。」「3 乙は、第1項の履行保証保険の締結に代えて、本契約の成立までに、(i)保険期間の始期を本契約成立日とし、保険期間の終期を各本施設に係る引渡予定日のうちの最後に到来する日までとし、(ii)保険金額を設計・建設の対価総額に相当する金額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く)の100分の10に相当する金額とし、(iii)甲を被保険者とする履行保証保険に加入することができる。」

315	特定事 業仮契 約書 (案)	6	10	3			「設計費、建設請負工事費及び工事監理費の総額」とありますが、消費税は含まれるのでしょうか。	No314回答をご参照ください。
	特定事 業仮契 約書	7	12	4		事前調査	「甲が実施した地質調査の誤りから発生する損害は、合理的な 範囲で甲が負担する」とありますが、合理的の定義が不明確で す。明確な定義、若しくは損害の全てを甲が負担と明記頂けない でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、ここでいう「合理的な範囲」か否かは、社会通念に従って、 個別の事情を前提として客観的に判断されることとなります。
	特定事 業仮契 約書 (案)	7	15			利用予定者 との協議	「利用予定者」について具体的に定義願います。	要求水準書(p46)第7-5(2)に示す、「区民及び職員」とします。
	特定事 業仮契 約書 (案)	7	15				本規定に従い利用予定者からの要望事項を基本設計に反映させたことにより、追加的な費用が発生した場合、当該費用は市が 負担するとの理解でよろしいでしょうか。	
	特定事 業仮契 約書 (案)	7	15			との協議	利用予定者からの要望が応募者提案の範囲を逸脱するかどうかについての判断は最終的に選定事業者が行うとの理解でよろ しいでしょうか。	最終的な判断は市が行います。特定事業仮契約書(案)(p9)第19 条を参照ください。
	特定事 業仮契 約書 (案)	9	19	2		に伴う費用	『前項の規定に従い・・・甲が当該費用を負担するものとして設計・建設の対価に算入し、費用の減少が生じたときには設計・建設の対価の支払額を減額する。』とありますが、これらには、「融資金額等の変更に伴う、融資再組成手数料等の金融追加費用」の発生も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	特業書 定事約	9	19	2			「甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、甲が当該費用を負担するものとして設計・建設の対価に算入し、費用の減少が生じたときには設計・建設の対価の支払額を減額する。」との記載がございますが、設計変更により生じた対価の支払額が減額された場合、この時発生する金融コストについては、乙に責めが無い限りにおいて甲に負担にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、第33条5項、第35条4項、第54条5項も同様の考えでよろしいでしょうか。	
	事業契 約書 (案)	9	19	2			甲の請求により設計変更を行う場合で追加的な費用が発生したときは、甲が設計・建設を負担すると規定されていますが、当該変更により追加的に発生する維持管理・運営費用等(金融費用等も含む)についても合理的な範囲で負担されると考えてよろしいでしょうか?	維持管理・運営の費用負担も含めて協議されることとなります。 原則として、費用の増減については、第2項に準じますが、協議 が整った場合には、当該協議の結果に従うこととなります。 なお、特定事業仮契約書(案)(p9)第19条2項の「建設・設計の対 価」を「建設・設計の対価その他のサービス対価」と変更します。

	事業契 約書 (案)	9	19	3		設計変更	甲が工期の変更や応募者の提案を逸脱する設計の変更を求めた場合、甲が設計・建設を負担すると規定されていますが、当該変更により追加的に発生する維持管理・運営費用等(金融費用等も含む)についても合理的な範囲で負担されると考えてよろしいでしょうか?	
	特定事 業仮契 約書 (案)	9	19	7			『別紙3に規定する負担割合に従い』とありますが「別紙2」と思われますがいかがですか。	特定事業仮契約書(案)(p9)第19条7項の文中の「別紙3」を「別紙 2」と変更します。
325	特定事 業契約 書	9	19	7		設計の変更	「別紙3に規定する・・・」にとの記載がございますが、別紙2のタイプミスではないでしょうか。	No324回答をご参照ください。
326	事業契約書(案)	9	19	7		設計変更		
327	特定事 業仮契 約書		20	2		リング	甲が乙に確認の協力を求めたときは、可能な限り自ら(乙)の費用でこれに応じなければならないとありますが、費用の定義が不明確です。就いては、甲が乙に確認を求め、乙に帰責がある場合にのみ、乙の費用負担を定義いただけないでしょうか。	
328	特定事 業仮契 約書	10	23					特定事業仮契約書(案)(p10)第23条の文面を「本件土地の使用料は、無償とする」を「前二条に基づく乙による本件土地の使用の対価は、無償とする。」と変更します。
	特定事 業仮 終 (案)	11	29	1				本項は、「各建設施設の建設工事に関して」付与すべき保険について定めたものです。事業契約の履行に関して付保すべき履行保証保険については、第10条が適用されるところ、これらは異なることを主題事項とするものです。その点を明確にするべく、特定事業仮契約書(案)(p49)別紙3第1項(1)を削除します。
	特定事 業仮契 約書 (案)	13	33	5		変更等に伴 う費用負担 について	変更に伴う、融資再組成手数料等の金融追加費用」の発生も含まれると考えてよろしいでしょうか。	なお、特定事業仮契約書(案)(p13)第33条第5項の文中の「設計・建設の対価」を「設計・建設の対価その他のサービス対価」と変更します。
331	特定事 業仮契 約書	13	33	5		変更等	「合理的な範囲で甲が負担する」とありますが、合理的の定義が不明確です。明確な定義、若しくは損害の全てを甲が負担と明記頂けないでしょうか。	

332	事業契 約書 (案)	1	3	35	2			第35条 什器備品の 整備	入札書類や応募者提案の什器備品リストに示された什器備品を 甲は必要に応じて、これらの性能と"同等以上"のものに変更が できるむね規定されておりますが、"同等"の誤りではないでしょう か?(同等以上のものとなると要求水準の範囲を逸脱してしまう 恐れがあります。)	
333	特定事 業仮契 約書 (案)	1	4	36	1			備品の搬入	接に関連する場合において、必要がある場合にはスケジュール	スケジュールの調整のみならず、乙の工事や備品の置き場等に より、甲の備品搬入等が阻害される場合の必要な対応等を含み ます。
334	特定事 業仮契 約書	1	4	36	2			備品の搬入	乙の協力に要する費用は乙の負担とありますが、ここで想定され ている協力とはどのようなものでしょうか。	No333回答をご参照ください。
	特定事 業仮契 約書 (案)	1	5	41	2				『前条に基づく測定値』および『 <u>次</u> 条による甲の完工確認』とありますが、「前項」および「 <u>第43</u> 条」と思われますが、いかがでしょうか。	
	特定事 業仮契 約書 (案)	1	5	42					『第42条』(甲による中間検査等)は、その内容からは、「第39条」と「第40条」の間に規定されると「時系列的」には適切かと思われますが、いかがでしょうか。	
	特定事 業仮契 約書 (案)	1	6	43	1	(3)		什器備品	『機器、器具、什器備品(ただし、甲が第35条第5項により自ら調達した什器備品を除く。以下、本条で同じ。)』とありますが、第36条に記載の『甲が別途発注する什器備品及びその他甲が調達した什器備品』も同様に除かれると考えてよろしいでしょうか。	
	特定事 業仮契 約案)	1	7	46	1	(3)	(iii)		『(ただし、甲が第35条第5項により自ら調達した什器備品を記載することは要しない。)』とありますが、第36条に記載の『甲が別途発注する什器備品及びその他甲が調達した什器備品』も同様に要しないと考えてよろしいでしょうか。	
	特定事 業仮契 約書 (案)	1	8	49	1	(1)			負担する。この場合、乙に生じる増加又は追加費用は甲が負担	ご理解のとおりです。なお、特定事業仮契約書(案)(p18)第49条の(1)及び(2)の「設計・建設の対価」を「設計・建設の対価その他のサービス対価」と変更します。
	特定事 業仮契 約書	1	8	49	1	(1)		場合の費用	「合理的な範囲で甲が負担する」とありますが、合理的の定義が不明確です。明確な定義、若しくは損害の全てを甲が負担と明記頂けないでしょうか。	

	1 + 1		46			(4)		 		-XTD AT A LIVE - L
341	事業契 約書		18	49	1	(1)			甲の責めによる工期の変更については、甲が合理的な範囲で設	
	(案)									また、No339回答をご参照ください。
	(未)								変更に伴う維持管理・運営業務の合理的な費用負担についても	
								負担	同様に行われると考えてよいか?	
342	特定事		18	50	2			第三者に対	「公共工事標準請負契約約款」では、「第三者に及ぼした損害」	見直しについては、原案のとおりとします。
	業仮契							する損害	について、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、	
	約書								振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を	
	(案)								及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただ	
									し、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意	
									義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。」	
									との規定がありますが、本特定事業仮契約書(案)では、前段に	
									ついても、「事業者の負担」と規定しています。これは、以下の理	
									由によるものでしょうか。それとも別の理由があるのでしょうか。	
									是非、見直しをお願いするとともに、その理由をお聞かせ願いた	
									い。	
									①PFI事業での建設行為は、通常の公共事業とは異なり、完成	
									引渡しまでは、事業者による工事監理に基づく契約形態となって	
									いて、公共側の関与に制限があると考えられるため。	
									②PFI事業では「通常避けることができない」と思われる事項につ	
									いても、事業者の創意工夫を引き出せる余地を残すため。	
									③その他	
L	44-4						\perp			
343	特定事 業仮契		18	50	2				「甲が設定した条件に直接起因するもので、乙が善管注意義務	原案のとおりとします。
	約書								を尽くしても避けられなかったものは甲が負担する」とあります	
	(案)								が、「施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈	
	(2)								下、地下水の断絶等」は、まさしく、これに該当すると思われま	
									す。これらによる「第三者に損害を及ぼした場合」は、市の負担と	
									されますようお願いいたします。	
044	# *		18		_			 <i>₩</i> — +1-+1		
344	特定事 業仮契		18	50	4				『甲は、第1項に規定する乙の建設工事の実施により第三者に損	
	約書							する損害	害が生じ、甲が当該損害を支払い又は損害賠償義務を負担した	
	(案)								とき』とありますが、本条第1項には、「乙の当該損害賠償」に対	
	.517/							1	し、「甲」が「支払い又は負担」する状況についての規定がありま	
									せん。規定が無いまま「甲の判断で支払い又は負担」をされた場	
								1	合、支払い後にその妥当性等について、係争となる余地を残すこ	対処を期付しています。
									とになりかねません。	
									第1項にて規定を追加するか、第4項を修正する必要があると思	
									われますがいかがでしょうか。	
Щ_		ш								

特定事 業仮契 約書 (案)	1	9 5	3 4		去に伴い生 じた廃棄物	『乙は、解体及び撤去に伴い生じた廃棄物は、自らの責任と費用において、各種関係法令及び法令適用基準等の定めるところに従い、・・・適切に処理するものとする。』とありますが、『要求水準書』(P.60)の『留意すべき項目』として詳細な記載があります。そこで、「・・・自らの責任と費用において、要求水準書、各種関係法令及び法令適用基準等の定めるところに従い」とされては、いかがでしょうか。	
特定事 業仮契 約書 (案)	1	9 5	4 5		去工事条件 の変更等に よる追加費 用	『前項の協議の結果、本契約を継続して履行するために乙に追加費用が生じるときは、甲は合理的な範囲でこれを負担する。また乙の費用が減少するときは、当該減少分を設計・建設の対価から減額するものとする。』とありますが、これらには、「融資金額等の変更に伴う、融資再組成手数料等の金融追加費用」の発生も含まれると考えてよろしいでしょうか。	
特定事 業仮契 約書	1	9 5	4 5		去工事条件	「合理的な範囲で甲が負担する」とありますが、合理的の定義が不明確です。明確な定義、若しくは損害の全てを甲が負担と明記頂けないでしょうか。	
特定事 業仮契 約書 (案)	2	1 5	8 3		延による追	『乙の責めに帰すことのできない事由により本施設の引渡しが遅延した場合、甲は、当該遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用に相当する金額を、乙に対して支払うものとする。』とありますが、これには、「融資金額等の変更に伴う、融資再組成手数料等の金融追加費用」の発生も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
特定事 業仮契 約書	2	1 5	8 3		引渡しの遅延	「合理的な範囲で甲が負担する」とありますが、合理的の定義が不明確です。明確な定義、若しくは損害の全てを甲が負担と明記頂けないでしょうか。	
特定事 業仮契 約書 (案)	2	1 5	8 4		延による追	『本契約に従い甲が乙に対して設計・建設につき是正を要求した結果、引渡しが遅延した場合』とありますが、本契約の「何条」に基づく『是正』を指すのかを明示されてはと思いますが、いかがでしょうか。	

351	特業約(案) (案)	21	59	1			本施設	く、念を押しての表現と思われますが、いかがでしょうか。 なお、第3条60に定義されている「本施設」には「什器備品」が含まれていないと考えられますがいかがでしょうか。 また、「ただし書き」がを付ける場合は、第36条に記載の『甲が別途発注する什器備品及びその他甲が調達した什器備品』も同様に除かれると考えられますので、追記等をお願いいたします。	中段は、ご理解のとおりです。 後段については、特定事業仮契約書(案)(p21)第59条を次のと おり変更します。 「第59条 甲は、本施設及び什器・備品(ただし、甲が第35条第5 項等により自ら調達した什器備品を除く。以下本条において同 じ。)に瑕疵があるときは、」と変更します。
352	事業契 約書 (案)	22	60	3			公会堂代替 施設及び熱 源等仮設設	公会堂代替施設及び熱源等仮設設備は、乙が必要な「保守・点検」を定期的に行い、甲が「通常の維持管理」を行うむね規定されていますが、甲が行う「通常の維持管理」と乙が行う「保守・点検」の業務区分が明確ではないうように思えます。甲乙の業務区分を明確に明示していただくようお願いします。	No309回答をご参照ください。 「必要な保守、点検を定期的に行って」は「撤去までの期間、必要
353	特定事 業仮契 約書	22	61	2	(1)			甲が行う業務の中に不払い使用料の徴収業務があります。一方で、乙が受領するサービス対価は、公会堂の維持管理・運営費から事業者の使用料を除いたものとありますが、ここで規定される使用料には不払い使用料も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	不払い使用料は、収入として見込まないで提案してください。
354	特定事 業仮契 約書	22	61					指定管理者による管理が本事業から除外された場合は、第61 条、62条は削除されるのでしょうか。	No1回答をご参照ください。
355	事業契 約書案	22	61					指定管理者については別途指定管理者として契約を締結する理解でよろしいでしょうか?	No42回答をご参照ください。
356	事業契 約書案	22	61					事業契約上の義務を適正に執行している限りは、指定管理の指 定は取り消されないという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
357	特定事 業仮契 約書	23	62	5			の指定の取	「公会堂の指定管理者としての業務の停止を命じたときは、・・・ 指定管理者としての権限に基づかない業務についても停止を命じることができる」とありますが、指定管理者としての権限に基づかない業務の停止の前に、「乙が指定管理者の業務の停止命令に従わない場合等」、業務停止プロセスに1段階挿入頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

	特定事 業仮契 約書 (案)	23	63	1			『甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>その指定</u> を取り消し、・・・』とありますが、『その指定』とは、「第61条第1項で定めた指定」でよろしいでしょうか。	
359	事業契 約書 (案)	25	68	5		仕様書	仕様書に従った業務の履行をもってその責任を免れることはできないと規定されておりますが、この維持管理業務に瑕疵があったかどうかの判断は仕様書で行われるのではないでしょうか? 乙(事業者)として、何を基準に仕事を行うのかということが不明確となりますので、本項についての再考をお願いします。	原案のとおりとします。
	事業契 約書 (案)	25	69	4		の提出	業務計画書に従った業務の履行をもってその責任を免れることはできないと規定されておりますが、乙の維持管理業務に瑕疵があったかどうかの判断は仕様書と業務計画書で行われるのではないでしょうか?乙(事業者)として、何を基準に仕事を行うのかということが不明確となりますので、本項についての再考をお願いします。	原案のとおりとします。
	特定事 業仮契 約書	26	73	2			甲の負担は乙が甲に請求するサービス対価とは別という理解で 宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	事業契約書(案)	26	76			第76条 管理員室	ります。第74条では維持管理に関する水光熱費は甲の負担と なっております。管理室内にある中央監視設備や機械警備のモ	要求水準書別紙6に「管理員室」を追加します。管理員室は、SP Cの管理室、SPCの従業員の控え室並びに維持管理業務及び 運営業務に必要な器具等の保管場所等の用途に利用する室と し、用途等に応じ別の場所、別の室(管理員室A、管理員室B等) とすることを可とします。 光熱水費は各管理員室ごとに計量できるようにし、光熱水費及 び通信費の負担は、特定事業仮契約書(案)(p26)第76条第2項 のとおりとします。 なお、中央監視設備や機械警備のモニター及び制御機器等は中 央管理室等に設置するよう提案ください。
	特定契約書(案)	27	80	1		備品の管理 等	『第46条第1項第(3)号 <u>(ii)</u> 』とありますが、「第46条第1項第(3)号 <u>(iii)</u> 」と思われますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p26)第80条第1項の文中の「第46条第1 項第(3)号(ii)」を「第46条第1項第(3)号(iii)」と変更します。
.	特定事業仮契約書(案)	27	80	2		備品の管理 等	『乙が行う備品の管理の対象は、・・・』とありますが、「 <u>前項に基づき</u> 乙が行う備品の管理の対象は、・・・」とされてはいかがですか。	

365	特定事業契約書	27	80	2		等	「乙が行う備品の管理の対象は、公会堂、食堂及び売店内の備品とする。」との記載がございます。一方、入札説明書5頁第22分割をできる。」との記載がございます。一方、入札説明書5頁第22分割をできる。」との記載がございます。一方、入札説明書5頁第22分割をできる。」との記載がございます。一方、入札説明書(p5)第22(3)②イ(ア)の「j.什器備品管理業務(庁舎施設のうち公会堂、食堂及び、②イ(ア)に、j.什器備品管理業務(庁舎施設のうち公会堂、食堂及び、整合が取れていない様に思われます。とで表示して、代器備品に関する、設置及び保守管理の業務範囲をご教示願いたくお願い申し上げます。
	事業契 約書 (案)	27	81	1		使用料徴収 事務	要求水準(P76)では、「駐車場の使用料の徴収業務を選定事業者が実施することを想定している」と記述されていますが、契約書上では、「受託するものとする」と確定的な規定となっております。使用料徴収業務が確定的なのであれば、要求水準に委託したい業務の内容・範囲を明確に規定してもらいたくお願いします。
367	特定事 業仮契 約書	27	81				乙が使用料の徴収を行い、甲に納付した場合は、使用料が売上 No366回答をご参照ください。 として認識され、課税対象になる可能性がありますが、売上に対 する課税相当額を控除の上、甲に納付すれば良いでしょうか。
368	事業契 約書 (案)	28	83			庁舎施設の 修繕	本施設は様々な利用者が来庁するため、施設破損者の特定は 大変困難であります。にも関わらず不可抗力によって生じた追加 費用(事業者が100分の1を負担)とすることは、過度の負担が生 じます。 事業者の責に帰さない施設損傷の修繕費用は、甲の負担として 頂けないでしょうか。
369	特定事 業仮契 約書 (案)	33	100	2			『乙は、甲から支払われる維持管理・運営の対価を、食堂及び売 店運営業務に対する費用に充ててはならない。』とありますが、 「食堂及び売店運営」の収支で損失が発生した場合、「SPCの利 益から充当することは妨げていない」と理解してよろしいでしょうか。
0,0	特定事 業仮契 約書 (案)	33	100	5			『食堂及び売店運営業務にかかる光熱水費は乙が実費を負担 する。』とありますが、「光熱水費を負担」する部分は、基本的に は第99条の『行政財産の目的外使用許可の取得』をし、有償に て貸し付けを受けた部分と考えてよろしいでしょうか。
371	特定事 業仮契 約書 (案)	34	107				要求水準書(P.90)では、付帯事業実施の基本的考え方として『付 帯事業の実施が庁舎運営に支障とならないように業務を実施』と あります。 このような、『庁舎運営に支障とならない』程度の『付帯事業(自 動販売機設置等)』に対しては、「事業開始の遅延損害金」規定 を制定する必要は少ないのではないでしょうか。また「損害金請 求根拠」にも乏しいのではないか、と推察されます。再考願えれ ばと思いますが、いかがでしょうか。

372	特定事業仮契約書(案)		36	111	3		運営期間に おける第三 者に対する 損害	『甲は、第1項に規定する乙の維持管理業務、運営業務又は付帯事業の実施により第三者に損害が生じ、甲が当該損害を支払い又は損害賠償義務を負担したとき』とありますが、本条第1項には、「乙の当該損害賠償」に対し、「甲」が「支払い又は負担」する状況についての規定がありません。規定が無いまま「甲の判断で支払い又は負担」された場合、支払い後にその妥当性ついて、係争となる余地を残すことになりかねません。第1項にて規定を追加するか、第3項を修正する必要があると思われますがいかがでしょうか。	第3項の定めは、第1項の定めるところに従い、乙が適用法令に 従って損害賠償義務を負担するべき場合であるにもかかわら ず、乙が支払いを行わないときに適用されることが想定されてい ます。第3項の適用がないよう、乙の第1項に従った迅速な対処
373	事業契 約書案		37	116				効力発生日とは仮契約日を指すのでしょうか?議会承認日となるのでしょうか?	議会議決日です。
374	特定事 業仮契 約書 (案)		40	122	1				原則として、買受けの対象とはなりませんが、不可抗力が発生した場合は、協議の対象となります。
375	特定事 業仮契 約書 (案)		40	122	1		除の効力		分割払いの場合の金利は、引渡し日の2営業日前の基準金利は、LIBOR当該分割年数物の金利スワップレートとします。スプレットは提案時の物とします。
376	特定事 業仮契 約書		40	122	5			本項目が適用となるのは、着工後、まもなく、本条文第一項に規定される合格部分相当が無い場合と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	特定事 業仮契 約書		41	123	4		除の効力	本項末尾に、「この場合、甲は、支払をなすべき額から次条第1項第2号の違約金を控除することができるものとする」と記載があり、維持管理・運営期間中に違約金が発生した場合、設計・建設の対価との一部相殺が規定されておりますが、設計・建設の対価は金融機関に担保設定されている為、相殺は困難な場合があります。就きましては、「この場合・・・」以下の文章を削除頂けないでしょうか。	
378	特定事 業仮契 約書		41	123	6			乙が維持管理業務を終了させる為に要する費用には、残事業期間の逸失利益も含まれるのでしょうか。	残事業期間の逸失利益は含みません。
379	特定事 業仮契 約書 (案)	2	48		1				ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p48)別紙2-1の文中の「本別紙3」を「本 別紙2」と変更します。

000	性中毒	0	40	ı	4		г т	 1	=几= 7±= □	「記言」注記知明リーのも中学と然々をしたことによりとは	回ばれるしたロスナ
	特定事 業仮契 約書 (案)	2	48		•					「設計・建設期間」につき定義を第3条に加えていただきたくお願いいたします。	別紙1のとおりです。
	特定事 業仮契 約書 (案)		48		1					第3条の定義によれば、「維持管理・運営期間」は各施設ごとに 異なることとなりますが、本条項の解釈もそれに従った理解でよ ろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
	特定事 業契約 書	2	48		1				設計·建設 期間	「以下、本別紙3・・・」との記載がございますが、本別紙2のタイプ ミスではないでしょうか。	No379回答をご参照ください。
	特定事 業仮契 約書	2	48		3				追加費用負 担		食堂及び売店の設備・備品の不可抗力による損害の場合は、本条第2項が適用されます。
	特定事 業仮契 約書 (案)		48						よる追加費 用等の負担	「〜当該不可抗力事由により乙の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金金額相当額は、甲が負担すべき損害及び追加費用額から控除する」とありますが、保険金支給額から乙の負担額を差し引いた金額を甲の負担すべき損害及び追加費用額に充当するとの理解でよろしいでしょうか。	
	特定事 業仮契 約書 (案)	3	49		1	(1)				この場合の「設計・建設期間」とは全ての施設の引渡しが完了するまでのことを指すのでしょうか。	特定事業仮契約書(案)(49)別紙3-1.(1)履行保証保険の項目は 削除し、規律を第10条に一元化します。
	特定事 業仮契 約書 (案)	3	49		1	(2)			険	第3条の定義によれば、「建設期間」は各建設施設ごとに異なることとなりますが、本条項の解釈もそれに従った理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
	特定事 業仮契 約書 (案)	3	49		2	(1)				第3条の定義によれば、「維持管理・運営期間」は各施設ごとに 異なることとなりますが、本条項の解釈もそれに従った理解でよ ろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
	特定事 業仮契 約書 (案)		55		1	(1)	4			『 <u>選定事業者</u> は、・・・行うものとする。』とありますが、「 <u>乙</u> は、・・・ 行うものとする。」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業仮契約書(案)(p55)別紙6-1.(1)④の文中の「選定事業者」を「乙」と変更します。

	特定事 業仮契 約書 (案)	55	1	(1)			運営業務に 関するモニ	とあり、『次のとおり』として『①』~『④』を掲げてありますが、④は	特定事業仮契約書(案)(p55)別紙6-1.(1)の「④第三者機関による評価」を「(2)第三者機関による評価」と変更します。あわせて「(2)モニタリング費用の負担」を「(3)モニタリング費用の負担」と変更します。
390	特定事 業仮契 約書 (案)	55	1	(2)			費用の負担	<u>(第三者機関による評価を含む。)</u> は乙が負担する。」とされては いかがでしょうか。	特定事業仮契約書(案)(p55)別紙6-1.(2)のモニタリング費用の 負担の文中の「それ以外に乙に発生した費用は乙が負担する。 (第三者機関による評価を含む。)」を「それ以外に乙に発生した 費用(第三者機関による評価を含む。)は乙が負担する。」と変更 します。
391	特定事 業仮契 約書 (案)	62	1	(1)			対価の構成	サービスの対価の構成表で『区分』『設計・建設の対価』の部分の「罫線」は『サービス購入料B2』までは不要と思われます。『維持管理・運営の対価』の部分の「罫線」も同様と思われますが、いかがですか。	ご理解のとおりです。
	特定事 業仮契 約書 (案)	63	1	(1)			入料C、D、 E	『対象施設』に『庁舎施設』とありますが、誤解を生じないよう 『サービス購入料E』には、『公会堂の維持管理に係る費用』が含まれているため、ここで言う、『庁舎施設』には「公会堂は含まない」旨の記述、もしくは、『サービス購入料E』の『公会堂の維持管理に係る費用』を、「公会堂の維持管理・修繕に係る費用」と記述されてはいかがでしょうか。	く)」と変更します。
393	特定事 業仮契 約書	63	1	(1)			サービス購 入料D	修繕業務の支払は、同額年2回、若しくは出来高支払の事業者の提案となります。本提案と落札基準の関連をご教示頂けないでしょうか。	応募者の提案内容を評価します。 なお、特定事業仮契約書(案)(p63)別紙7-1.(1)の表中のサービス購入料Dの時期欄の「同額年2回又は各事業年度ごとの年出来高支払※乙の提案による」を「①同額年2回、②各事業年度ごとの年出来高支払(年2回)、③同額年2回及び各事業年度ごとの支払(年2回)の混合」※乙の提案による」と変更します。
394	特定事 業の書 (案)	64	1	(2)	1	ウ	基準金利	「6ヶ月LIBORベース12年物」は入札説明書に示されている条件(15年)と相違していますが、どちらが正しいのでしょうか。	特定事業仮契約書(案)(p64)別紙7-1.(2)ウ基準金利の文面を次のとおり全面的に変更します。「サービス購入料Aの基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース2年物(円/円)金利スワップレートとする。サービス購入料B1及びB2の基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。」

395	特定事業契約書	7	64		1	(2)	1	ウ	基準金利	「基準金利は、・・・12年物(円/円)金利スワップレートとする」との記載がございます。一方、入札説明書や様式集には15年物との記載がございます。維持管理運営期間から考えますと、15年物が正であると考えてよろしいでしょうか。	No394回答をご参照ください。
	事業契 約書案		64		1	(2)	1	ウ		基準金利については入札説明書P30と記載が異なっておりますが、TSR15年物という理解でよろしいでしょうか?TSR12年物を基準金利とするのであれば12年の根拠につきご教示下さい。	No394回答をご参照ください。
	特定事 業 約書 (案)		65		1	(2)	2	ウ	入料E	『サービス購入料Eは、公会堂の維持管理・運営の必要な経費から、選定事業者の利用料金収入の差額分が対価となる。』とありますが、この『公会堂の維持管理・運営の必要な経費』には、『公会堂舞台設備等保守管理業務に係る費用』及び『公会堂の修繕業務に係る費用』は含まれると考えてよろしいでしょうか。	E、公会堂の修繕業務に係る費用はサービス購入料Dに含みま
	特定事 業仮契 約書		65		1	(2)	2	ウ		第二回目以降より同額支払とありますが、第一回のサービス対価をベンチマークとして、第2回以降適用するという理解で宜しいでしょうか。	
	事業契 約書 (案)	8	69	2	1	(1)	1		運営の対価 の改定	維持管理・運営の対価の改定をCSPI「建物サービス」の指標を 用いて改定するむね規定されておりますが、維持管理業務(建物 サービス)以外の警備や運営業務も含まれることから、CSPIの指 標として妥当なのでしょうか? 警備や派遣サービスなどを包括 したCSPI「その他諸サービス」などを指標として採用することをご 提案します。	
	 特定事 書		69		2				運営対価の 改定	についての記述がございます。一方、入札説明書32頁 第7 1 (4) では、「なお、設計・建設・・・に、維持管理・運営に対する消費税 率は実際の支払い時に適用のある税率に・・・甲が負担するもの	おりとします。 「維持管理・運営の対価に対する消費税率が変更された場合、 新たな消費税率に基づいて算出することとする。」
	特定事 業仮契 約書 (案)								前文	「議会の議決が得られなかったときは、本契約は無効となり、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支払った費用は各自の負担となる。」とありますが、SPC設立費用等を合理的な範囲内で負担して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
402	その他									他区には区民文化センターが設置されていますが、当事業における公会堂の位置付けとしましてはどのようにお考えでしょうか?	横浜市の公会堂は、市民の集会その他各種行事の用に供する 目的をもって、各区に設置しております。